

令和6年第1回西予市議会定例会総務常任委員会会議録

- | | | | |
|-----------------|------------|------------------|---|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和6年3月7日 | まちづくり推進課係長 | 片山 大輔 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 第1委員会室 | まちづくり推進課係長 | 柿原 稔広 |
| 1. 開 | 会 令和6年3月7日 | まちづくり推進課係長 | 兵頭 孝明 |
| | 午前8時57分 | 地域づくり活動センター推進室係長 | |
| 1. 散 | 会 令和6年3月7日 | | 往田 剛 |
| | 午後3時28分 | 政策推進課係長 | 稲葉 真実 |
| 1. 出 席 委 員 | | 政策推進課係長 | 橋本 直美 |
| 委員長 | 宇都宮俊文 | デジタル推進室係長 | 稲口 智博 |
| 副委員長 | 信宮 徹也 | デジタル推進室係長 | 清水 昭吾 |
| 委員 | 河野 清一 | | |
| 委員 | 竹崎 幸仁 | | |
| 委員 | 小玉 忠重 | | |
| 委員 | 森川 一義 | | |
| 1. 欠 席 委 員 | | 1. 出席議会事務局職員 | |
| なし | | 書記 瀧川 健二 | |
| 1. 出 席 説 明 員 | | 1. 会議に付した事件 | |
| 総務部長 | 山住 哲司 | 議案第3号 | 西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について |
| 政策企画部長 | 宇都宮明彦 | 議案第4号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について |
| 総務課長 | 兵頭 章夫 | 議案第5号 | 西予市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例制定について |
| 危機管理課長 | 谷川 和久 | 議案第6号 | 西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 税務課長 | 宮中 英希 | 議案第7号 | 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について |
| 財政課長 | 安岡 克敏 | 議案第27号 | 西予市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例制定について |
| まちづくり推進課長 | 長野 静香 | 議案第30号 | 第2次西予市総合計画基本構想の変更について |
| 政策推進課長 | 原井川英一 | 議案第31号 | 西予市過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 総務課長補佐 | 佐藤陽一郎 | 議案第32号 | 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について |
| 総務課長補佐 | 岡本 夕佳 | 議案第42号 | 令和6年度西予市一般会計予算 |
| 危機管理課長補佐 | 三好 栄治 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 財政課長補佐 | 宇都宮正記 | | |
| 財政課長補佐 | 三瀬 一也 | | |
| まちづくり推進課長補佐 | 安田 司 | | |
| まちづくり推進課長補佐 | 岡田 拓郎 | | |
| 地域づくり活動センター推進室長 | 清家 昌弘 | | |
| 政策推進課長補佐 | 大森 恵津 | | |
| 復興支援室長 | 和気 伸二 | | |
| デジタル推進室長 | 上甲 宏之 | | |
| 総務課係長 | 角藤 展行 | | |
| 総務課係長 | 兵頭 栄治 | | |
| 総務課係長 | 矢野 直子 | | |
| 総務課係長 | 森岡 光雄 | | |
| 総務課係長 | 宮本ふみか | | |
| 選挙管理委員会係長 | 兵頭 秀二 | | |
| 危機管理課係長 | 寺岡 誠 | | |
| 危機管理課係長 | 井上 一善 | | |

開会 午前8時57分

○信宮副委員長

これより令和6年第1回定例会総務常任委員会を開会いたします。

開会にあたり、委員長より挨拶がございます。

○宇都宮委員長

委員長が挨拶を行う。

○信宮副委員長

次に、山住総務部長より挨拶をお願いいたします。

○山住総務部長

山住総務部長が挨拶を行う。

○信宮副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言をしてください。それではこれよりの進行は委員長が行います。

【総務部】

【総務課】

○宇都宮委員長

これより総務課の審査を行います。

議案第3号「西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

総務課兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭総務課長

それでは議案第3号「西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、パートタイムの会計年度任用職員に対しても、勤勉手当の支給が可能となりました。同法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、当市の会計年度任用職員へも勤勉手当を支給することができるよう会計年度任用職員の給与及び費用弁償を定める西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に勤勉手当に関する規定を追加するとともに、関係する西予市職員の育児休業等に関する条例、西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び西予市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関す

る条例についても、所要の整備を行うものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○小玉委員

西予市技能労働職員の給与これに当たる具体的な職名を教えていただけたらと思います。

○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時7分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前9時8分)

○兵頭総務課長

介護福祉士、清掃センター等の業務員の会計年度任用職員が該当となります。

○小玉委員

介護職員ということは、つくし苑の介護職員、福祉職員の人たちの給与ということですか。

○兵頭総務課長

そのとおりでございます。

○小玉委員

つくし苑の人は、行二を適用しているということですね。

○兵頭総務課長

そのとおりでございます。

○宇都宮委員長

そのほか質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○宇都宮委員長

それでは質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第3号「西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時9分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前9時10分)

議案第4号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」を議題といたします。

兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭総務課長

議案第4号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例制定は、地方自治法の一部改正に伴い地方自治法第243条の2の2職員の賠償責任に関する規定の条項が繰り下がることから、当該規定を引用している西予市監査委員条例、西予市病院事業の設置等に関する条例、西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例、西予市下水道事業の設置等に関する条例及び西予市簡易水道事業の設置等に関する条例につきまして、それぞれ条番号を繰り下げる規定の整理を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮委員長

質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第4号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時13分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前9時13分)

議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」総務課所管分を議題といたします。

兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭総務課長

議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうち総務課所管分について説明をさせてい

たきます。

今回の当初予算書に記載の歳入歳出別予算につきましては、事前に配付させていただいております。令和6年度当初予算説明資料に、まとめておりますので、この資料に基づいて説明をさせていただきますので御確認いただければと思います。

なお、予算を計上している各事務事業の内容につきましても、資料に詳細を記載しております。説明は主要なものを抜粋して行わせていただいたらと思います。まず歳出予算から説明をさせていただきます。

説明資料の1ページを御覧ください。

なお、各事務事業の該当予算書のページ番号は、資料の備考欄に記載しております。

それでは2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、総務課所管分の事務事業としましては資料にあります通り一般管理費庶務事業(総務)から、職員給与費(一般管理費)までの19事業となります。まず、一般管理費庶務事業(総務)の1326万3000円につきましては、資料に記載のとおり、総務課行政係と総務係及び支所地域生活課の庶務的経費を計上しております。なお、この中に各審査会等の関連経費も計上しておりますが、今年度まで、総務課が指定管理制度の統括部署として、指定管理者等選定評価委員会の事務局を担当しており、当委員会にて、指定管理事業者の審査、選定及び第三セクター事業者の評価等を行うことから、今年度はこの事務事業予算に、委員会報償金等の必要経費を計上しておりますが、今後、指定管理施設の在り方を含め政策的な観点から審査及び評価を行うこととするため、令和6年度から政策推進課に事務局を移管することとしておりまして、これにあわせて、令和6年度の審査会関連予算は政策推進課の当初予算に計上しておりますので、こちらの事務事業からは削除しております。

次に、行政連絡協議会事業の4826万7000円は既定の計算方法に基づく行政連絡委託料と各協議会の代表者会、各支部の代表区長会等の報償金を計上しております。

一般管理費庶務事業(人事)の1345万3000円は総合賠償補償保険料や安全運転管理者協議会負担金等を始めとした、総務課人事関係の庶務的経費を計上しております。

職員採用試験事業の 147 万 2000 円は、現在全国的な公務員離れにて大学卒業の受験者が減少している中で、受験者確保を目的として、公務員試験対策を必要としない新たな試験項目の追加、広く周知を図るための試験案内パンフレットの作成、また、合同企業面接会への参加等に必要な予算を新たに計上し、周知活動を強化していく予定としております。

職員研修事業の 77 万 8000 円は、愛媛県研修所が実施する各役職別向け職員研修また、新規採用職員対応研修、人事評価研修における予算を計上しております。なお、予算を計上している研修は以上ですが、専門知識を持った職員が講師となつて、他の職員に研修を行う内部研修も実施する予定としており、予算がかからない方法を用いながら、必要な研修を実施していく予定です。

職員健康管理事業の 969 万 8000 円は、主なものとしまして、市役所職員の健康診断に関する経費と職員のストレスチェック費用となります。また、総務課では職員のメンタルヘルス対策にも力を入れており、昨年度から総務課に保健職員を配置して迅速なフォロー体制を強化している中で、当該予算には、職員が内部の職員に相談しにくい場合に備えて、市内及び市外の外部カウンセリング事業者への委託料も計上しており、職員の希望に沿った相談窓口体制を整えております。

一般管理費庶務事業（秘書）の 551 万 8000 円は、市長の出張旅費を初めとした秘書係の庶務的経費を計上しております。

合併 20 周年記念式典事業の 208 万 4000 円は、合併 20 周年の節目を迎えるに当たり、これまでの取組を振り返るとともに、本市への愛着と誇りを再認識する機会として記念式典を開催する計画としており、式典開催及び式典時に行う功労者表彰等に対する必要な経費を計上しております。なお、式典の日程におきましては、今後決まり次第各議員の皆様にも御案内を行う予定ですので、ぜひ御参加のほどよろしく願いいたします。

会計年度任用職員給与費では、本庁総務課の電話交換及び遞送便配達業務及び行政処分の不服申し立て時に審査を依頼する外部人材審理員、本庁舎の日直職員、人事係において職員の健康分析を行う保健師と年末調整時の繁忙期限定の短期間の事務補助員及び法定雇用率を達成するための障

い者雇用経費をそれぞれの事業で計上しております。

次に、職員給与費（一般管理費）の 4 億 6793 万 6000 円では、市長、副市長及び本庁総務課、支所地域生活課正職員の給与となります。

次に、2 款 1 項 2 目文書広報費、文書配達事業（郵便）の 417 万 6000 円では、本庁総務課及び各支所の年間郵便料を計上しております。

次に、2 款 1 項 7 目公平委員会費、公平委員会事業の 13 万 4000 円では、職員の利益の保護と公平な人事権の行使を保障することを目的に設置されております公平委員会における必要経費を計上しております。

次に、2 款 1 項 9 目防犯対策費、防犯対策事業の 2630 万 7000 円では、市が管理しております防犯灯の電気料、各自治会が管理しています防犯灯の電気料補助及び LED 防犯灯への設置、交換、移設時の補助金、防犯協会負担金等を計上しております。なお、自治会管理の防犯灯に対する電気料補助につきましては、現在、市内自治会管理の防犯灯 5,587 灯の年間電気料に対して約 60%を補助しておりまして、LED 防犯灯への設置、交換、移設補助金については、これまでの取組により、全防犯灯 5,587 灯のうち約 60%の 3,363 灯が LED に変わっており、残り 2,224 灯が蛍光灯防犯灯の状況でございます。このような中で、昨年の四国電力による電気料単価の改定により、特に蛍光灯防犯灯に対する電気料は 1.5 倍と大幅に上昇しており、加えて令和 9 年度末で水銀を含む有害な蛍光灯の製造、輸入廃止が世界的な会議で決定されており、近い将来、蛍光灯が手に入らなくなる可能性が高いことから、蛍光灯防犯灯の早期の LED 化が必要な状況となっております。よって市では、その対策としまして令和 6 年度から蛍光灯防犯灯に対する電気料補助金と、蛍光灯から LED 防犯灯への交換補助金について、大幅な見直しを行い、加えて令和 10 年度までの 5 年間を促進期間に設定して、蛍光灯防犯灯の LED 化を進めていくこととしております。具体的な内容としましては、まず自治会への電気料補助金につきまして、現状では LED 蛍光灯防犯灯とともに、年間電気料に対して先ほど説明しましたように約 60%の補助を行っておりますが、6 年度からは LED は引き続き 60%を継続しますが、蛍光灯に

については 60%から 30%に引き下げること、自治会の LED 化に向けた意識改革を図っていくとともに、LED 化促進に向けた予算を確保することとしております。

次に、蛍光灯から LED 防犯灯に交換する場合の補助金につきましては、現状の 1 灯当たり 5,000 円から 2 倍の 1 万円に引き上げるとともに、交換補助金予算を今年度は 50 灯分しかございませんでしたが、6 年度は 8 倍の 400 灯分以上に引上げた上で、促進期間であるこの 5 年間は同等の 400 灯分の補助金予算を確保していくことで、この 5 年間で市内約 2,200 灯の蛍光灯防犯灯を順次 LED に交換していく計画としております。これらの対策によって、蛍光灯防犯灯を多く保有している自治会においては、電気料の補助率減で一時的に負担は増加しますが、その代わりに LED 交換補助金を増額することで、地元負担を抑えるようにしております。結果的には、将来にわたる高額な蛍光灯電気代の負担がなくなるとともに、加えて、蛍光管交換などの維持管理負担の軽減や、令和 9 年度末での蛍光灯の製造廃止後に蛍光灯防犯灯が使えなくなるという問題も解消されます。また市にとっても、防犯灯の LED 化に向けて一時的に予算の増額が必要となりますが、LED に切り替わっていくことによりまして、電気料補助金が抑制されていくことから、計画的な LED 化は市と自治会双方に大きなメリットがあるものと考えております。

次に、2 款 1 項 10 目交通安全対策費のうち交通安全対策事業の 1106 万 1000 円では、市管理の交通安全灯の電気料及び設置工事費とカーブミラー等の原材料支給の経費を計上しております。

また、会計年度任用職員給与費（交通安全対策事業）の 52 万 1000 円では、市内の交通安全指導員の報酬を計上しております。

総務課所管分の歳出予算は以上となりますが、ここで、一般会計全体の人件費について簡単に説明をさせていただきます。人件費の説明は申し訳ございませんが予算書に沿って説明をさせていただきますので、予算書の 199 ページの給与費明細書を御覧いただいたらと思います。

まず、特別職の給与から御説明いたします。

こちらは市長、副市長及び教育長、市議会議員の皆様、消防団員等のその他特別職の給与費と共

済費を合わせた人件費の合計で 2 億 7515 万 8000 円となっており、前年比との比較では 303 万 3000 円の減額となっております。なお、予算が減額となっている理由につきましては、消防団員報酬の全体額の減などが要因となっております。

続きまして予算書 200 ページをお開きください。次に、一般職の総括として、正規職員と会計年度任用職員を含めた人数と金額を記載しております。令和 6 年度の職員全体数は、短時間勤務職員を含めると 999.7 人となり、前年度比 21 人の減、人件費総額では 49 億 9836 万 8000 円で、前年度比 1 億 1066 万 7000 円の増となっております。職員手当の内訳については、下記の表に記載しておりますので後ほど御確認いただいたらと思います。

続いて、予算書の 201 ページを御覧ください。先ほどの全体職員数のうち、会計年度任用職員以外の職員つまり一般職の正規職員となりますが、令和 6 年度の正規職員数は再任用等の短時間勤務職員を含めまして 524.7 人で前年度からは 10 人の減、人件費総額は 39 億 5531 万 5000 円で、前年度比 13 万 7000 円の増となります。正規職員につきましては、定員管理計画にて令和 6 年度以降の 10 年間で約 50 人、年度ごとでは 5 人程度の削減を目標としているところですが、令和 5 年度内の普通退職者が例年以上に多かったこと、また、先ほど説明しましたが公務員離れにて採用試験の応募者が減少している中で、普通退職者を補充できるほどの採用数の確保が困難であったことから、計画の 5 人より多い 10 人減となっております。なお、職員数が減少しているのに予算が増額となっている理由につきましては、令和 5 年度人事院勧告による退職手当負担金及び期末勤勉手当の増などが要因となっております。

予算書の 202 ページをお開きください。こちらは令和 6 年度の会計年度任用職員の総数となりますが、パートタイムを含めて 475 人で、前年度から 11 人の減、人件費総額は 10 億 4305 万 3000 円で、前年度との比較では 1 億 1053 万円の増となります。原因となった主な理由としましては、令和 5 年 4 月の支所再編に伴う支所職員数の大幅な減少に伴い、激変緩和にて 1 年間限定で支所に雇用しておりました一般事務の会計年度任用職員の雇用期間が満了となることまた、支所から多くの

正規職員が本庁に集約された中で、本庁勤務の一般事務の会計年度任用職員の必要性を精査し、正職員での対応が可能な部署においては、令和6年度の一般事務会計年度任用職員の任用を見送ったことによるものです。なお、職員数が減少しているのに予算が増額となっている理由につきましては、本議会において条例改正を上程しておりますとおり、令和6年度から、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴う人件費の増などが要因となります。人件費全体の説明は以上です。

続きまして歳入予算について御説明いたします。先ほどの説明資料3ページを御覧ください。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料、1 節総務管理使用料の駐車場使用料780 万円は、本庁及び各支所の正規職員及び会計年度任用職員等が利用します指定駐車場の使用料となります。

20 款諸収入、5 項 4 目雑入、2 節総務費雑入の主なものとしましては、職員健診個人徴収金として114 万円、市から派遣する職員が入居する官舎家賃の自己負担金として72 万円、非常勤職員の公務災害に対する療養補償費として60 万円、雇用保険料の被保険者負担金として415 万9000 円、後期高齢者医療広域連合に派遣している職員給与負担金として581 万9000 円、避難勧告等に対応する職員人件費等に対する災害対策費用保険金として300 万円等を計上しております。

以上で、当初予算の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河野委員

合併20周年記念事業ですけれども、記念式典をされるということで説明があったわけなんですけれども、何か特別にほかの行事を予定されておるのかということはどうでしょうか。

○兵頭総務課長

総務課所管での事業はこの合併20周年の記念式典のみですが、冠事業としまして、例えば乙亥相撲を20周年ということで特別に力士を呼んだりとか、そういう関連予算はほかにも計上するこ

ととしております。ただちょっと、総務課所管ではないので担当課から説明があると思います。

○竹崎委員

今と同じ質問ではないんですが、内容として確認しておきたいのは、10周年のときにかかわりました。そのときの冊子作成が大変だったということがあります。そのときの話では30周年にもう1回やりたいなという声を聞いております。20周年ではもちろんないと思っておりますが、その点の確認だけさせてください。どうでしょうか。

○兵頭総務課長

10周年のときは実は私も担当しておりましたが冊子作成は今回はございません。

○信宮副委員長

職員採用試験事業ということで説明にもありましたように、近年の公務員離れにより公務員の試験を受ける方が少なくなっているという状況の中で、公務員対策を必要としない試験も取り入れるということでもございましたけれども、これはこれまでどおりの試験も行いました公務員対策を必要としない試験も行うという二つの試験で採用を行うということでしょうか。

○兵頭総務課長

そのとおりでございます。現在民間企業が非常に雇用が人気で、どうしても公務員試験というのは民間企業の試験とは別の対策が必要となっております。ただ、どうしても民間企業が人気なんでそっちのほうを優先に対応してる方は、わざわざ公務員試験対策までして受験してもらえないので、民間企業でも導入しているような適性検査的な試験になるんですが、それを導入することで民間を志望している方でも、ちょっと受けてみようかと、要するに、そういう体制を整えるということで先ほど言いましたように通常の試験も実施した上で、新たな試験項目を追加するという形をとろうと思っております。

○河野委員

市管理の防犯灯、それと市管理の交通安全灯、各地区の管理の防犯灯そこら辺の位置づけとか、どれが市管理の防犯灯なのか、市管理の交通安全灯なのか、そこら辺の説明をお願いしたらと思います。

○兵頭総務課長

旧町時代に要するに市が設置するとか、基本的に市道とかそういう公共道路のところについているものを中心になると思うんですが、あと当時の状況で元々町が管理しててそのまま市に移管となった防犯灯につきましても市管理のものもございませう。ちょっと明確にこれとこれというのがなくて今現在は通常の防犯灯は全て地元設置、地元管理ということで、新たな防犯灯で市が管理することはないんですけど、申し訳ございませう、ちょっと説明が難しいんですけど旧町時代の流れをくんでいるものが多いと思います。

○河野委員

今は地区管理の防犯灯で全て補うと、交通安全灯というのは、今後市道の主要なところに設けるという予定はないということではいいんですか。

○兵頭総務課長

そのとおりでございませう。

○河野委員

同じく交通安全協会。これ最近なんですけれども、私の地元では交通安全協会から抜けるというか、協会の支部から抜けるというような話が上っております。市からの負担金出されておるんですけども、これは市の1番上の交通安全協会の負担金であって、そこから各支部においていると申していいんでしょうかね。

○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時42分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前9時42分)

○兵頭総務課長

詳細につきましては、担当の森岡係長から回答させていただきます。

○森岡総務課係長

今の交通安全協会の補助金なんですけれども、西予警察署内にあります社団法人だっと思っんですけども西予市の交通安全協会に対して補助をしております。その内容ですが交通安全協会の運営費の一部を補助しているということになっておりまして、なお、言われました城川支部の中の分会へ流れるというお金ではないということになっております。西予市交通安全協会の城川支部に行くお金というのは、免許更新のときなどに会費を納めた方がおられるかと思うんですけど、その会費をそれぞれ免許保有数に応じてそれぞれの支部

へ分配されるというものになっております。それで支部が運営を分会に任すという形になっております。お金の流れとしては、そういうことになっております。

○小玉委員

今に関連してですが、昔は交通安全協会費みたいな車両に自分が持つてる車両に1,000円とか集めた時期ありますよね。ああいう制度はなくなったんでしょうか。

○兵頭総務課長

こちらの質問に関しまして、担当の森岡係長から回答させていただきます。

○森岡総務課係長

今の質問の中で私が解釈しますと地元の交通安全協会が集めていた会費かと解釈するんですけども、今現在は、支部、分会での会費集め、車両会費としての集めはないかと思っております。もちろん交通安全協会の会費としての徴収というのは免許更新などでPRして、納めていただいていると、年間500円だったと思うんですけども、納めていただいているということになっております。今現在地元の交通安全協会、支部あるいは分会でも集めておられるとしましたら、昔ながらの賛助金として、免許を持っている方1人に対していくらとか、車1台に対していくらとかいう基準をそれぞれの独自で設けて運営費にするためといいますか運営費に活用するためにそういう独自に集めておられるところもあると聞いております。

○宇都宮委員長

そのほか質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○宇都宮委員長

では以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうち総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時46分)

【選挙管理委員会】

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前9時48分)

これより選挙管理委員会の審査を行います。

議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうち選挙管理委員会所管分についてを議題といたします。

兵頭選挙管理委員会書記長の説明を求めます。

○兵頭選挙管理委員会書記長

議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうち選挙管理委員会所管分について御説明をさせていただきます。

選挙管理委員会の歳入歳出別補正予算書につきましても、先ほどの令和6年度当初予算説明資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、歳出予算からです。説明資料の2ページを御覧ください。

2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費のうち、選挙管理委員会費庶務事業の92万6000円は、選挙管理委員会の委員報酬及び委員会の開催経費、西予市明るい選挙推進協議会への補助金等を、職員給与費(選挙管理委員会費)の906万6000円につきましては、選挙管理委員会書記である選挙係長1名の人件費を計上しております。

次に、4目財産区議会議員選挙費、財産区議会議員選挙事業の9万2000円は、令和6年11月20日で任期満了を迎える宇和町財産区議会議員選挙並びに令和6年11月20日で任期満了を迎える明浜町財産区議会議員選挙で見込まれる選挙経費を計上しております。

次に、13目市長及び市議会議員選挙費、市長・市議会議員選挙費の5366万3000円、会計年度任用職員給与費(市長・市議会議員選挙事業)の196万5000円は、令和6年5月15日で任期満了を迎える市長・市議会議員選挙で見込まれる4月1日以降の経費と、短期的に事務補助を行っていただく会計年度任用職員の経費を計上しております。なお、市長・市議会議員選挙の事業予算には、今回から本格導入を行うタクシー移動支援の経費を計上しております。この間の一般質問に答弁しましたが、内容的には65歳以上の高齢者で運転免許を持っていない方もしくは車の運転が困難な方及び障がい者または妊婦の方で車の運転が困難な方を対象に、期日前投票期間において、自宅から期日前投票所までの移動に市内タクシーを

利用する場合、往復と投票所での待ち時間の費用を無料とするものです。この予算額としましては、過去の市長・市議会議員選挙の実績から65歳以上の期日前投票者数を5,400人程度と想定し、そのうちタクシー利用希望者については、先進地事例の利用率を参考に計算した結果、期日前投票期間の6日間で合計290人程度と見込んでおり、その予算として99万9000円を計上しております。

続きまして歳入予算について御説明いたします。説明資料の3ページを御覧ください。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、4節選挙費委託金につきましては、在外選挙人名簿登録委託金として1,000円を計上しております。

最後に、20款諸収入、5項4目雑入、2節総務費雑入としましては、コピー使用料1,000円と、財産区議会議員選挙の執行経費として、宇和町、明浜町財産区議会が負担する9万2000円を計上しております。

以上よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

兵頭書記長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○信宮副委員長

市長・市議会議員選挙事業の中の説明ありましたタクシー移動支援等の借上料ですけれども、これ本当に移動手段に困っている方には助かる事業だと思っております。ほかの先進地の事例を参考に人数を出されたということだったんですけれども、この事業を行っている自治体は県内どれぐらいあるのかということと、それから確認のために、以前に説明していただきましたタクシーの支援を使うときに、電話で予約をして迎えに来てもらったら、入場券を見せるだけで構わないということだったんですけれども、それ以外の手続はないのか、もう1回聞きたいと思えます。

○兵頭選挙管理委員会書記長

まず先進地事例ですが、県内3カ所東温市、四国中央市、新居浜市が行っておりますが、まず、四国中央市と新居浜市は障がい者限定で行われておりまして投票日当日のみやられております。

東温市は、制限は一切設けず誰でも利用可能ということで、選挙当日のみ1日だけやっております。

す。ただ、参考にした案は東温市の利用率なんです、利用率は1%ぐらいでほとんど余り利用されていない現実がございました。うちは、ただ当日にしますとタクシー会社が少ないんで、予約が殺到した場合に予約はとれないといったことがございますので、期間が長くとれる期日前投票期間、これでしたら例えば希望する日に予約してそれが予約重なっても、時間をずらす、また日をずらすことによって、予約が取れるので、そういう期日前投票期間で長くとりますので、うちは大体4%から5%ぐらいは利用するだろうということで東温市より高い利用率に設定して計算をしています。

次に、利用方法でございますが、まず、基本的に入場券が届きましたら、そこに御自身の氏名、生年月日等を記入していただきまして、チラシを配布しますので、そこに記載のタクシー会社要するに最寄りのタクシー会社に電話をして選挙投票と伝えた上で予約をとっていただきます。当日は、迎えに来てもらったタクシー会社の運転手に入場券を見せて、そこにタクシーの運転手のサイン欄がありますので、そこにサインをいただいて、投票所に来たらそれを投票受付に出していただくのみです。なお障がい者の方と妊婦の方については、ちょっと確認をさせていただくので証明書をその際に運転手に見せていただくという流れになります。もしですね、入場券が届くのが遅いときとか、それを紛失してしてしまったとしても、タクシーを予約していただいて、投票所まで来ていただいて、投票所に入場券の控えがありますので、そこで先に氏名とか年齢書いていただいて一遍ちょっとタクシー待ってもらってると思うんで、そこに行ってサインをもらった上で、投票していただくということで対応しようと思っております。

[委員長交代]

○宇都宮委員

今の信宮委員の続きですが、初めて聞いたんですが、例えば明浜のようなタクシーのないところでも、もし依頼があれば行くということになるんですか。

○兵頭選挙管理委員会書記長

一応宇和のタクシー会社にその旨お願いをしていますので、あと一般タクシー会社のみでは、

丸之内タクシーが宇和と野村撤退されて減っておりますので、介護タクシー事業者にも声をかけまして、市内にある5つの介護タクシー事業者も一応参加していただくようになっております。介護タクシーにつきましては市内全域どこにお願いしてもいいんですが、ただちょっと乗車条件がどうしてもありますので、それは介護タクシーに直接、こういう状況ということで問合せいただいて、そちらが問題ないと判断すれば、来ていただくことも可能となっております。

○竹崎委員

私も今のところ続けてお願いします。65歳以上そして免許持っていない様々な条件を聞きました。電話をした本人が、足腰が立たんとか、そういう人の場合身内の者とか親戚または近所の方が、介助を兼ねて同行するという、その場合もかまんかどうか、これは実際電話で新聞を見た人が問合せしてきたので、今日これで聞いておかないけんと思ったんです。その介助者を同行してかまんのか、そのときに、例えば、最も状態悪い人でも行きたいという両方抱えてほしいと。どの辺まで条件がかまんのかということと、その方が絶対ないと思うけど、帰りに買物したりとかこれは絶対駄目だと思う、それは駄目だと思いますと個人的に対応してます。それは間違いはないか、その2点お願いします。

○兵頭選挙管理委員会書記長

議場でも答弁した中で案内チラシを今度3月の広報紙配布に入れる、そこにも記載しておりますが、利用者に付添いが必要な場合、乗車定員数があると思うけどその範囲内でしたら、例えば2人が同乗して両方抱えて乗っていただいても結構です、そういうふうに記載しております。一応、先ほど言いましたように買物等については、やはり公費で負担ですので駄目です。ただ、個人的に頼まれてタクシー運転手に次の予約がないとか、時間があって運転手が、もし行ってあげらいいということやったらその分の料金だけ別料金で、運転手が徴収をされるということはあるかもしれません。うちとしては基本的にはもう駄目ですとしか、使えませんということしか、案内出来ないんですが、そういうことになります。

○竹崎委員

今の件は分かりました。もう一つは、三瓶町内

も、1社しかなくて、それも2台しかないんです。ですので、重なったときに介護を聞きましたが、例えば、市外はアウトだと考えてましたんで、例えば宇和のタクシーとか、野村まで呼ぶことはないと思うけどそういうことも、もう一度確認なんですけど、構わないということですね。空いていれば、つまり三瓶町内が宇和のタクシーを要請したとしても介護も詰まっていたとか、それでも今日でないといけん行きたいという期日前投票したいという方がいた場合、他町のタクシーを呼んでも構わないと解釈していいですか。

○兵頭選挙管理委員会書記長

一応三瓶においては一二三タクシーと介護タクシーともがおられます。一応この2社は連携されているみたいで、一二三が難しいときはともに、連絡して、やってもらってるってことなんで、よっぽど予約が重ならない限り何とかかなかなと思ってるんですが、どうしてもそこが難しい場合は、近隣のタクシー会社に電話していただいても致し方ないのかなと考えておりますが、タクシー会社がその予約を受け付けるかどうかというのは、タクシー会社にお任せしています。そういう状況でございます。

○宇都宮委員長

そのほか質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○宇都宮委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうち選挙管理委員会所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時4分)

【危機管理課】

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前10時11分)

これより危機管理課の審査を行います。

議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうち危機管理課所管分を議題といたします。危機管理課谷川課長の説明を求めます。

○谷川危機管理課長

それでは議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうち危機管理課所管分につきまして御説明申し上げます。

まず、当課の事務事業の見直しにつきまして最初に御説明させていただきます。令和5年度事務事業4事業でございます。災害対策費庶務事業、防災行政無線情報システム整備事業、防災対策啓発活動事業、防災対策推進事業でございますが、次年度より昨年3月に策定し推進しております西予市事前復興計画の一層の推進を図るため、事前復興推進事業を新たに新規事務事業として立ち上げております。内容につきましては後ほど説明させていただきます。

それでは予算書内容につきまして説明をさせていただきます。まず歳入につきまして予算書は32ページをお開きください。

15款県支出金、2項県補助金、9目消防費県補助金、1節災害対策費県補助金、夜間津波避難対策事業費県補助金としまして1502万5000円を計上しております。これは、今年度から愛媛県事業として創設されました津波からの夜間避難に課題のある地域の避難路、避難場所等を整備し、夜間避難訓練を実施、課題解決に取り組む自主防災組織を支援するための事業費に対する補助となります。

続きまして次のページ33ページをお開きください。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金、自衛官募集事務費委託金としまして2万円を計上しております。これは自衛官募集啓発に係る委託金でございます。

続きまして43ページをお開きください。

20款諸収入、5項雑入、4目雑入、9節消防費雑入、その他雑入のうち、個別受信機を1世帯で2台目以上を希望される方に1台当たり1万円で譲渡するものとして、1台分の申込みを見込み1万円を計上してございます。また地域活性化センター助成金としまして117万7000円を計上し、防災対策啓発活動事業における避難所運営マニュアル作成支援に充当させていただいております。

続きまして歳出の説明に移らせていただきます。

予算書157ページから159ページとなります。事業は職員給与費及び会計年度任用職員の災害対

応時超過勤務手当を除きますと、先ほど説明いたしました5事業に分かれております。予算書右端の事業概要欄に事業ごとの予算が記載されております。予算総額1億4970万1000円のうち、職員給与費、会計年度任用職員手当等7873万円を除く予算は、7097万1000円で前年度予算3505万2000円と比較しまして、3591万9000円の増額となっております。増額の要因としましては、夜間津波避難対策事業補助金また、令和6年能登半島地震を踏まえまして自主防災活動育成補助金等の増額が影響しているものと考えております。

それでは事業ごとに、令和6年度の主な内容について御説明いたします。

まず、災害対策費庶務事業におきましては、各種計画策定に関する会議等開催経費並びに課内全体の消耗品費、旅費等の庶務的な経費及び自衛官募集啓発に係る経費を計上してございます。なお、募集啓発に係る財源につきましては先ほど説明しました県の委託金となっております。本事業全体としましては、5年度の256万2000円から117万1000円減額し139万1000円となっております。事業費の減額につきましては、職員研修等をこれまでコンサル等に委託しておりましたが、次年度より当課主体となって実施するなど、事業内容の精査によるものでございます。

続きまして防災行政無線・情報システム整備事業は、防災行政無線等各種機器の維持管理等に関わる費用を計上してございます。本事業全体としましては、5年度の1514万1000円から69万9000円増額し、1584万円を計上しております。増額の理由としましては、防災行政無線バッテリーの交換による修繕費の増額等が挙げられ、事業費として修繕料182万8000円を計上してございます。また使用料としまして、市独自で導入しております防災行政無線を補完するスマートフォン用アプリとして、導入しております情報伝達アプリコスモキャスト79万2000円、気象観測システムポテカに160万4000円、職員参集システムに13万2000円を計上してございます。また、県への負担金としまして、被災者生活再建支援システム県市町共同導入負担金としまして17万3000円、県防災行政無線維持管理負担金としまして50万5000円を計上しております。引き続き各種機器の適正な維持管理に努めてまいります。

続きまして防災対策啓発活動事業では、各地域の状況に見合った防災に対する啓発活動が重要であるとの考えのもと、引き続き地域や各種会合に足を運び、啓発を進めるための経費、自主防災組織の活動活性化に資する補助金等を計上してございます。本事業全体としましては、5年度の1375万7000円から441万4000円減額し、934万3000円を計上しております。減額の要因ですが、先ほど事務事業を新しく新設しましたけれども、事前復興計画関係予算を令和6年度より新規事業といたしましたので、こちらの経費が減額となっております。しかし新規事業としまして地域活性化センターのがんばる地域応援事業を活用した避難所運営マニュアル作成支援事業として、117万8000円を計上しております。こちらは、全額地域活性化センターからの助成金を充当する予定としております。また、令和6年能登半島地震を踏まえまして地域防災活動が一層活発化すると考えまして、自主防災活動育成補助金を5年度の388万5000円から、143万1000円増額し、531万6000円を計上してございます。今後も市内全組織に対して、本事業の制度及び活用について周知啓発に努めますとともに、各組織への訓練等の実施支援を行うことで組織活動の平準化が図られるよう努めてまいります。また29年度から実施しております家具転倒防止対策費補助金としまして10万円を計上しております。こちらも能登半島地震を受けまして8万8000円ですけれども増額をさせていただいております。また、平成23年度から進めております防災士を地域の防災リーダーとして養成し、地域防災力の向上を図るため、令和6年度も防災士養成講座の負担金60名分を計上しており、また資格取得者に対するスキルアップを図る研修会等への参加費用などを計上させていただいております。

次に防災対策推進事業では、市が実施する訓練に使用する消耗品等購入にかかる費用、災害用備蓄物資整備としまして、本市人口の10%に当たる1日3食分の水と食料を備蓄しておりますが、保存期間を経過するものを更新するための費用、災害用の資機材等の整備に要する費用を計上させていただいております。事業費としましては令和5年度の359万2000円に対しまして、2882万1000円増額の3241万3000円を計上しております。

す。増額の主な要因としましては、先ほど歳入でも説明をいたしました南海トラフ巨大地震に備え沿岸部の夜間避難に支障のある自主防災組織等が実施する津波避難路、緊急避難場所の整備に対し補助金を交付することで、夜間津波避難対策を集中的に実施するため、同事業を実施する自主防災組織等への補助金 3005 万円を計上していることによるものです。なおこの補助金には2分の1を愛媛県の夜間津波避難対策事業費県補助金また、ふるさと応援基金繰入金を充当してございます。令和6年度の実施予定は8組織で17カ所現在予定をしているところでございます。その他の事業につきましては、備蓄物資として、水、パン、アルファ米、粉ミルク、液体ミルク等を購入、保存期限を迎えた物資につきましては、順次訓練等で使用するなど、適正な管理に努めております。なお令和6年度の津波防災訓練に関しましては明浜町の狩江地区それから中山間地の西予市の地震防災訓練に関しましては城川の土居地区で実施するよう計画しており、地元と協議を始めているところでございます。

最後ですけれども事前復興推進事業について御説明させていただきます。事業費の総額は1198万4000円となっております。主な事業につきましては、令和6年度も令和5年3月に策定いたしました西予市事前復興計画に基づいた事前防災及び復興の事前準備を推進することとしております。令和6年度は沿岸部山間部の地域で開催する事前復興まちづくりワークショップを継続するための業務支援委託料としまして、936万1000円を計上させていただいております。なお財源としましては、3分の1の補助として、国の社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業）を充当させていただいております。

次に防災教育につきまして市内中高校生も参加し、産官学が連携して津波避難体験ができるVRを活用した防災学習に取り組んでおりますが、事前復興防災教育事業の経費としまして103万5000円を計上させていただいております。なお財源につきましては、市教育委員会の子ども教育振興基金を充当させていただいております。

以上、危機管理課所管分の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○宇都宮委員長

谷川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○竹崎委員

防災対策推進事業ですが17カ所予定とありましたが、これは、昨年度と比べて増えているか減っているのかそして、将来的に見て全部を予定しているあと何年ぐらいかける予定か、つまり、全体をこの西予市全体をやはりクリアしておきたいお考えだと思われるので、その見通しについても教えてください。

○谷川危機管理課長

こちらの事業ですけれども今年度愛媛県で新設をされまして今年度の予算につきましては、令和5年第2回定例会で補正予算計上させていただいております。令和5年度は5組織10カ所の予定で進めさせていただいております。

この事業ですけれども、愛媛県の事業としては3カ年での実施を予定しておりますので令和5年度から令和7年度ということで、令和6年度は先ほど申し上げましたように8組織17カ所、それから令和7年度は4組織5カ所で予定をしております。今年度補正後に、明浜町、三瓶町の各自主防災組織等に要望の提出を依頼しております。要望の提出に基づいて県に申請をした枠内で、現在は進めているところです。令和7年度が4組織5カ所となっておりますけど、当初は平準化する予算ということで大体令和5年度に実施した枠の中で、県にも申請しておりましたけれども、能登半島地震が発生したということもありますし、津波に対する事業ですので、緊急的に実施する必要があるということで、令和6年度に集中して実施したいということで箇所数を増やしてございます。引き続き、例えば令和6年度に狩江のほうで先ほど津波の訓練をすると申し上げましたけれども、その他、必要な箇所がないか等は地元の御意向も聞きながら、また現在提出していただいているところも、変更等が生じてくる可能性もありますので、そこらは柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○竹崎委員

この3年間ということと、それで、全部とは難しいかもしれんけど要は行政区の海岸部はやはり

集落は、小さなエリアごとに分かれとるだけに、その辺のところ可能な限り漏れのないようにぜひ進めていただいて、地域の安心安全のためにお願いしたいということだけお伝えしておきますが、漏れのないようにお願いします。

○森川委員

158 ページの事前復興計画策定支援業務委託料ですが936万円はどこに委託するわけですか。

○谷川危機管理課長

これまでも取り組んできましたのである程度実績もあるんですけどもコンサルタント系の会社に業務委託をする方法で進めております。

[委員長交代]

○宇都宮委員

冒頭の挨拶でも私述べたんですが前々から言っております津波、特に夜間の避難訓練、この間の能登半島地震も教訓にして、やはり、今の避難は私はもう不十分だとはっきり思います。何度もいつも言ってますが、高齢者の多い地域で歩いて特に狭い山道を登るとか、これはもう間違いではないか、いろいろな場合想定されるんですがそれを想定した上で、もし道路が通れるのであれば車の避難が1番安全で時間もやっぱり40分50分ありますんで、お年寄りでも車に乗せる、最悪の場合は、交通の問題もありますが軽トラックの荷台で毛布でも敷いて乗せるとか、そういう訓練もしないと、今回狩江地区でもやると言われたんですが自主防災のメンバーにも言います、実際にこれ歩いて逃げると言っても逃げれないし、このような遠足のような避難をしたって本当に役に立ちますかという、本当にそういうリスクを考えた上で、例えば道路が通れるのであれば車の避難をしてみるとか、そういういろいろな場面を想定してやること、リスクよく考えて、夜、例えば冬場だったり、これはもう歩いて逃げるということは完全に不可能で、危険もあるし、お年寄りも動けない。そうであれば、条件によってやっぱりいろいろな考え方で避難を計画していかないと、私ずっと見ておるのにやっぱり国の指導のまんまで、歩いて高台へ登る。この考え自体が私は根本から考え直さないと、東北のような車が混雑して逃げれないようなところであれば、歩く避難が大事だと思うんですが、特に明浜の場合は集落ごとに高台の道路があります。そこへ向けて、逃げればこれが1

番安全ではないか。ただ、やはり能登半島のような道路も寸断された場合はまたほかの手段も考えないといけないんで、今後に向けてこれは本当にもう少し頭をやわらかく、どういう確率が1番高いか低いのか考えていただかないと、本当に今の避難訓練では私は役に立ってないなという感じは受けるんですが、ちょっと質問にはならないかと思いますがよろしくをお願いします。

○谷川危機管理課長

前から御意見をいただいているところでございます。今回の議会でも2人の議員から一般質問でも高台への避難に対する避難方法、避難の仕方等の御提言もいただいております。それと地域性もありますし一律的に徒歩避難の原則というものがこれまで言われてきましたけれども、最近の報道を見ますと、東日本当時の避難の原則、車避難の有効性もまた国のほうも改めて今回能登半島地震も踏まえて見直されているということもお聞きしております。一昨年宮野浦地区で津波避難訓練されたときも、訓練の打合せを進めていく中で、地域のほうから車の避難に対しての御意見をいただきましたので、早速その訓練にも取り入れて、旧明浜西中学校の体育館への避難に実際にやっていたかということもあります。そういったことも、いろいろな形で、訓練の夜間昼間、それから天候等も配慮してということなんですけれども避難の方法についても、それぞれの地域に市としまして入ったときには、意見を伺いながら進めて訓練を実施し、それを地区防災計画とか事前復興まちづくり計画とかに反映をして地区の中で共有していただく、実際災害が起こったときに逃げ遅れをなくすという取組は非常に重要であると考えておりますので、引き続き今回の震災の教訓を踏まえながら、取り組んでまいりたいと考えております。

○宇都宮委員長

ぜひやっぱり今言われたように、自主防災それから消防団、地元の方々とよく検討されてまた避難の訓練をしていただきたいと思います。

○竹崎委員

この予算の中でどこに含まれるかちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、例えば、私の一般質問した中にも関係ありましたQ-ANPI、このことについて、実際にもう設置している場所は、

何か所かあるのでしょうか。まずそのことについてお尋ねします。

○谷川危機管理課長

竹崎委員からは一般質問の中でも、情報伝達の重要性ということで答弁をさせていただいておりますが、その中の一つとしましてQ-ANPI、これ内閣府の実証実験に参加しているんですけれども避難所の情報を収集して準天頂衛星と管制局を経由し、市内部だけにとどまらず、国の関係府省庁、地方自治体、団体等が相互に情報を伝達するシステムとなっておりまして。今現在、実証実験に参加中ということで答弁させていただいておりますけど、令和3年4月から令和9年1月末の期間ということで、こちらのQ-ANPIシステム端末の無償貸与を受けて、現在、実証調査を行っているところでございます。

現在の配備状況ですけれども土砂災害地震津波等の大規模災害時に、通信途絶や孤立する恐れがある地域ということで市内全域 25 カ所に設置をして訓練とそれから地域で行われる訓練とか市の防災訓練とか、またQ-ANPI 同士の情報伝達訓練とかでこの実証等に参加をしている現状でございます。

○竹崎委員

実際にある区長さんから、昨日の会議では、時間的にゆとりがなかったので質問しなかったんですが、実は置いてはあっても使い方が分かんない。したがって、それを区長は大体1年ごとに変わるので、結局伝わっていかないわけです。そういうことを考えたときに万が一今起こったときに、せっかくある良い機械、能登でも個人の携帯は使えなかった時間帯があったじゃないですか。それを考えるとやはり準天頂衛星使うというパターンはすばらしいと思うんです。このQ-ANPIを置いていても使えないようじゃ宝の持ちぐされになるんで、だからそこについても、何らかのマニュアル化したものをしっかり置いてある区長さんには伝わっていくようにしておかないと、これは本当に宝の持ちぐされになるから、そこのところもぜひひとつ前向きにこの9年までの間に、やはりしっかりと、通知通達さらに使い方の引継ぎという形でいくように、事の重大さということを考えてしておくことは、より大事になると思われるんで、せっかくあるQ-ANPIの活かし方もぜひ検討

しとっていただきたい。御意見あったらお願いします。

○谷川危機管理課長

災害関連の情報伝達機器に関しましては、やはりQ-ANPIに限らず普段通信訓練とか日常でそこをさわっておくということで、操作習熟して、いざというときに使えるということは、消防無線なんかもそうですけれども、前提にあると思います。そもそもなんですけれどもQ-ANPIに関してはこの実証実験中に操作性とかっていうものを扱っていくところなんかは国に申入れて国のほうもブラッシュアップしていくってことで、今のところは実証実験に参加させていただいております。導入当初には各操作をしていただく方々も職員も含めてなんですけど操作説明をしていただいております後は年に数回なので、おっしゃるとおりなかなかいざというときにすぐ使えるかということに御不安はあることも承知はしておりますけれども、基本的には先ほどの25カ所職員を配置できるような指定避難所を選定し地域づくり活動センターとかに配置しておりますので、基本的に職員も複数名が扱えるような研修等も実施しております。先ほど申し上げましたQ-ANPIに限らず、情報手続に関してはいざというときに、使用ができるように、研修等の場も設定して進めていきたいというふうに考えております。

○竹崎委員

先ほどの説明の防災対策啓発のほうですか。その中にあった家具の転倒防止、予算たしか10万円と聞いたと思うんですが、実際に利用度というか申請、具体的にどのぐらい件数ありますか。

○谷川危機管理課長

まず実績ですけれども、29年度が9件、30年度3件、元年度が2件、令和2年度がゼロでした。令和3年度が1件、令和4年度が1件です。能登半島地震を受けた後に、現在令和5年度は今1件申請済み、1件申請を承っております。やはり令和6年能登半島地震の家屋の倒壊等の状況を見ますと、家具の転倒防止それから住宅の耐震化ということは、まずその初動での命を守るためには、当然必要なことということでございますので、実績に応じての額なので10万円の計上で事足りるのかということ、どうかということもありますが啓発も含めて利用していただくということを進めて

いきたいと思ひます。今愛媛県から照会がきておりますが県もその重要性を認識され、各市町のこの補助金の状況調査が今来ております。県から何らかのメニュー的なものが示されてくるかもしれませんが、そちらの状況を見まして、もし県の事業等が活用できるようでしたらもう少し予算額も検討して、それよりは利用していただけるよう一層啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

○竹崎委員

今の説明のとおり、やはり啓発する必要はもう絶対大事ですので、早い段階で設置しておくことによって、その下敷きになったりということを防ぐことができるので、したがってこれは啓発プラス実績を評価できるようにしていただきたいということをお願いしておきます。

○宇都宮委員長

そのほか質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○宇都宮委員長

では、以上で質疑を終結いたします。

議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」のうち危機管理課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 42 分)

【税務課】

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 46 分)

これより税務課の審査を行います。

議案第 27 号「西予市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

税務課宮中課長の説明を求めます。

○宮中税務課長

それでは、議案第 27 号「西予市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、半島振興法に基づき半島振興対策実

施地域に指定された三瓶地域における企業の立地等を促進するため、地域産業の振興につながる固定資産税の優遇措置を定めたものでございます。

半島振興対策実施地域に指定された市町村は、半島振興法に基づく産業振興促進計画を策定し、同計画で定める事業の用に供する資産を当該事業者が新設または増設した場合、固定資産税の優遇措置を行うことができることとなっております。しかしながら、半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正により、西予市のように半島税制対象地域と過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎税制対象地域が重複している場合は、過疎税制に適用することとされたことから、半島振興法に基づく本条例を廃止するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

宮中課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○宇都宮委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 27 号「西予市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 49 分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 50 分)

続きまして同じく税務課の審査を行います。

議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」のうち税務課所管分を議題といたします。

税務課宮中課長の説明を求めます。

○宮中税務課長

それでは、議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」のうち税務課所管分について御説明

を申し上げます。

まず、歳入の部から御説明をいたします。予算書の12ページを御覧ください。

1 款市税、1 項市民税、1 目個人につきましては、対前年度 682 万円増の 11 億 8116 万 9000 円を計上しております。増減の主な理由といたしましては、現年課税分において、人口減少を考慮するものの、最低賃金の上昇など、経済の緩やかな持ち直しなどの影響により、増収の見込みとしております。

続いて、2 目法人につきましては、法人数の減少や減資等による影響をもとに、過去の実績等も参考の上、対前年度 117 万円減の 1 億 4778 万 4000 円を計上しております。

2 項 1 目固定資産税につきましては、対前年度 4304 万 2000 円減の、14 億 6811 万 3000 円を計上しております。増減の主な理由といたしましては、固定資産税のうち、償却資産につきましては、再生可能エネルギーの発電設備に係る増収が見込まれるものの、令和 6 年度が 3 年に 1 度の評価替えの年となるため、土地家屋に係る固定資産税については、減収を見込んでいるところでございます。

続いて、2 目国有資産等所在地市町村交付金及び納付金につきましては、主に国土交通省や愛媛県の固定資産に対する減価償却の影響により、対前年度 81 万 2000 円減の 1275 万 2000 円を計上しております。

次に、3 項 1 目軽自動車税につきましては、対前年度 120 万 6000 円減の、1 億 6278 万 4000 円を計上しておりますが、直近の納付実績を踏まえた見込額としております。

予算書 13 ページをお開きください。

続いて、2 目環境性能割でございしますが、直近の納付実績を踏まえて、対前年度 74 万 4000 円減の 679 万 2000 円を計上しております。

次に、4 項 1 目市町村たばこ税につきましては、直近の納付実績を踏まえて、対前年度 779 万 8000 円減の 2 億 1659 万 9000 円を計上しております。

次に、5 項 1 目鉱産税につきましては、直近の納付実績を踏まえて、前年と同額の 8,000 円を計上しております。

以上、市税総予算額 31 億 9600 万 1000 円前年比 4795 万 2000 円の減でございます。

続きまして、予算書 23 ページをお開きください。

13 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目総務手数料、2 節徴税手数料でございますが、前年度の実績を踏まえて、対前年度 1 万 4000 円増の 272 万 4000 円を計上しております。

次に、予算書 33 ページをお開きください。15 款県支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金、2 節徴税費委託金の県民税徴収事務費委託金につきましては、対前年度 70 万 2000 円減の 4730 万 6000 円を計上しております。増減の主な理由といたしましては、個人市民税とあわせて徴収している県民税の取扱い費となりますので、人口減少の影響を踏まえた見込額としております。

次に、予算書 38 ページをお開きください。

20 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金でございますが、前年の実績をもとに算出しまして、対前年度 127 万 1000 円減の、248 万 6000 円を計上しております。

続いて、歳出の部を御説明いたします。予算書 63 ページをお開きください。

2 款 2 項 1 目税務総務費として、1 億 3768 万 8000 円を計上するものでございます。その内訳は、事業概要欄にございます。税務総務費庶務事業、会計年度任用職員給与費及び職員給与費となっております。税務総務費庶務事業の 167 万 2000 円につきましては、税務課内全般の運営に係る消耗品費、郵券料、コピー使用料などの庶務経費や公用車の管理に係る経費などを計上するものでございます。また、会計年度任用職員給与費 714 万 6000 円につきましては、育児休暇を取得している職員の代替職員に係る人件費及び確定申告時の事務補助に係る人件費を計上するものでございます。なお、正規職員に係る職員給与費につきましては、総務課所管のため説明を省略させていただきます。

次に、予算書 64 ページをお開きください。

2 目賦課徴収費として、3283 万円を計上するものでございます。その内訳は、事業概要欄にございます。市税賦課事業、管理収納事業、市税過誤納還付金運営事業及び債権整理事業となっております。そのうち市税賦課事業の 1315 万 9000 円につきましては、市県民税、法人市民税、軽自動車税及び固定資産税の賦課徴収に係るシステムデー

タの更新や各種負担金のほか、印刷製本費や通信運搬費などの経費を計上するものでございます。

続いて、管理収納事業の 923 万 4000 円につきましては、納税相談や臨戸訪問、文書催告などを実施するとともに、納税意識の低い滞納者に対して、預貯金、給与、生命保険等の債権を中心に、差押えなどの滞納処分を行うため、市税の収納管理に係る経費を計上するものでございます。また、市税の納付書に印刷された QR コード等を利用し、自宅のパソコンやスマートフォンから、電子納税ができる地方税共通納税システムの運用が開始されたことから、地方税共同機構に対する収納手数料負担金を計上しております。そのほか、徴収困難な長期滞納者や高額滞納者につきましては、愛媛地方税滞納整理機構へ移管し、滞納者の縮減にも努めているところでございます。

続いて、市税過誤納還付金運営事業の 1012 万 5000 円につきましては、市民が市税を重複納付された場合や、確定申告などにより税額更正があった場合のほか、法人の予定納税の税額更正等があった場合、還付処理に係る経費を計上するものでございます。

最後に、債権整理事業の 31 万 2000 円につきましては、債権整理室が債権所管課からの移管債権を回収するためにかかる経費のほか、滞納整理に関する職員研修等に要する経費を計上するものでございます。

以上、税務課所管分の説明とさせていただきます。御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

宮中課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河野委員

65 ページの賦課徴収費の 18 節地方税滞納整理機構負担金として 350 万円計上されておりますけれども、350 万円の経費をかけて整理機構からいくらか収納、そういった実績があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○宮中税務課長

滞納整理機構への負担金に対しての徴収実績というお話でありますが、令和 5 年度分につきましては、現在執行中ですので、金額等まだ確定を

していないところでございますけれども、令和 4 年度につきましては、同じ負担金に対しまして、徴収の実績が 931 万 6417 円、令和 3 年度が 743 万 6275 円、令和 2 年度につきましては 1463 万 9560 円という実績になっております。

○河野委員

その徴収の大体こういったものが主だというのは分かりますか、徴収の種類別というか。

○宮中税務課長

種別というものは、ちょっと特定のなものを今資料を持ち合わせていないんですが、先ほど御説明を若干させていただきましたが、高額滞納の案件であったり、税務課職員において、徴収が困難であるという複雑な案件ですね。そういったものについては、機構のほうで強い回収ノウハウを持たれておりますので、そういったところへ移管を行っているというのが実情でございます。

○宇都宮委員長

そのほか質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○宇都宮委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」のうち税務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 5 分)

【財政課】

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 7 分)

これより財政課の審査を行います。

議案第 5 号「西予市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例制定について」財政課安岡課長の説明を求めます。

○安岡財政課長

それでは、審査していただきます議案第 5 号「西予市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

議案書 14 ページをお開き願います。

この条例は、西予市公共施設の整備等に要する

経費の財源に充てるため基金の管理及び処分等を定めているものであります。今回の一部改正は、合併後のまちづくりに活用してきました旧合併特例事業債の適用が令和6年度末をもって終了し、合併後の公共施設整備が、一区切りとなることを踏まえ、今後の当基金の活用方針を再整理し、処分方法を明確化するものでございます。具体的な処分方法としましては、これまでの公共施設の整備に要する経費に加え、公共施設整備にかかる借入金の償還に要する経費、公共施設の解体撤去に要する経費、公共施設の災害復旧事業に要する経費に活用できるよう明確化し規定するものでございます。またあわせて、西予市庁舎建築事業基金条例、西予市一般廃棄物処理施設等建設基金条例、西予市学校施設整備基金条例、西予市体育施設整備基金条例につきましては、それぞれの目的をおおむね達成したことから廃止を行うとともに、残余金は、公共施設整備基金に属するものとし、集約を図るものでございます。

以上条例制定の説明といたします。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

安岡課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○宇都宮委員長

ないようなので、以上で質疑を終結といたします。

議案第5号「西予市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時11分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前11時11分)

次に同じく財政課の審査を行います。

議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうち財政課所管分を議題といたします。

財政課安岡課長の説明を求めます。

○安岡財政課長

それでは、議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」につきまして、まずは令和6年度一般会計予算の概要、特徴について御説明いたします。

歳入歳出予算はそれぞれ294億7000万円で、令和5年度の284億7000万円と比較し10億円3.5%の増となっております。

歳入の概要について款別に御説明いたします。配付いたしております総務常任委員会資料の1ページ歳入款別説明資料を御覧ください。

10款地方交付税は、地方債の償還に係る需要額の減の影響により、普通交付税の減額、14款国庫支出金はエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費の増、15款県支出金は、結婚生活支援事業等人口減少対策関係事業費の増、17款寄附金はふるさと応援寄附金の増、18款繰入金は、減債基金、公共施設整備基金、ふるさと応援基金等の増、21款市債は、養護老人ホーム三楽園建設事業費、消防本部署庁舎建設事業費、常備消防施設整備事業費等の増に伴う増額となっております。令和6年度予算で継続中の大型建設事業が、一区切りとなるとともに、合併後のまちづくりに活用してきました旧合併特例事業債の適用も、6年度をもって終了となります。今後は地方債発行の枠を適切に管理し、公債費の抑制を図りながら、国県支出金、ふるさと納税等の積極的な財源確保に努め、歳入を的確に見込んだ適正な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

歳出の概要につきまして、款別に御説明いたします。配付資料の2ページ歳出款別説明資料を御覧ください。

まず増額の大きい予算科目といたしまして、3款民生費は、養護老人ホーム三楽園建設事業費、教育・保育給付費支給事業費等の増、9款消防費は、消防本部署庁舎建設事業費、常備消防施設整備事業費等の増、13款諸支出金は、ふるさと応援基金事業、森林環境譲与税基金事業の増となっております。

次に、減額の大きい予算科目といたしましては、2款総務費はCATV整備事業費、野村支所庁舎建設事業費等の減、6款農林水産業費は、水利施設等保全高度化事業費、換地処分更生事業費、明浜柑橘加工施設整備事業費等の減、11款災害復

旧費は、道路橋梁河川災害復旧事業費（過年度）、林業用施設災害復旧事業費（過年度）の減となっております。

それでは予算書に沿いまして、財政課所管分の主なものにつきまして、歳入予算から御説明いたします。

配付資料の3ページ歳入の科目別内訳表を御覧ください。資料の左端に予算書のページ数を記載しておりますので、予算書につきましてもあわせて御覧いただきたいと思っております。

財政課の歳入予算科目2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までの予算額につきましては、国が公表、通知をしています令和6年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について及び令和6年度地方税及び地方譲与税収入見込額等を基本としつつ、当市の過去の収入実績により調整を行い計上いたしております。

続いて、主な予算科目について御説明いたします。予算書は13ページになります。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税5689万6000円ありますが、対前年度0.6%、34万1000円の減といたしております。

予算書は14ページになります。

2項1目自動車重量譲与税1億7900万2000円ありますが、対前年度2.5%、442万3000円の増といたしております。

3款1項1目利子割交付金151万6000円ありますが、対前年度42.3%、111万1000円の減といたしております。

4款1項1目配当割交付金2241万2000円ありますが、対前年度19.7%、368万6000円の増といたしております。

予算書は15ページになります。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金1476万6000円ありますが、対前年度8.2%、111万9000円の増といたしております。

6款1項1目法人事業税交付金7325万5000円ありますが、同交付金は、県税である法人事業税の一部を市町に対して、従業者数で案分して交付するものでございます。対前年度15.5%、985万4000円の増といたしておりますが、増額の理由といたしましては、試算の基礎としております愛媛県の予算要求額が前年度比で増額になったことと、経済センサス基礎調査の従業者数の令和3

年度調査への置き換えによるものでございます。

7款1項1目地方消費税交付金9億1319万6000円ありますが、愛媛県の予算要求額を基本として、一般財源分と社会保障財源分とに区分して試算をしております。消費税10%のうち2.2%が地方消費税となり、そのうち一般財源分は1.0%、国勢調査人口と経済センサス基礎調査の従業者数により配分され、社会保障費財源分は1.2%で、国勢調査人口により配分されます。対前年度2.0%、1768万8000円の増といたしております。

8款1項1目環境性能割交付金2608万9000円ありますが、対前年度48.4%、851万2000円の増といたしております。

予算書は16ページになります。

9款1項1目地方特例交付金2028万7000円ありますが、国の制度変更等により、地方負担の増や減収が生じたときに交付されるもので、令和6年度は個人住民税の減収補填に係る予算を加味し対前年度14.1%250万6000円の増といたしております。

続いて10款1項1目地方交付税122億円でございます。普通交付税につきましては、対前年度1.4%、1億5000万円減の109億5000万円を計上いたしております。減額の要因としましては、地方債の償還に係る需要額の減、国勢調査人口等の置き換えに係る数値急減補正の減等が挙げられます。交付税に依存する当市の歳入構造においては、今後も国の交付税制度の動向に注意が必要となります。

次に、特別交付税につきましては、令和6年度特殊財政事情の経費が当初予算計上時点では適切に試算出来ないため、当初予算では、前年度同額の12億5000万円を計上いたしております。

続いて、11款1項1目交通安全対策特別交付金375万2000円ありますが、対前年度5.7%、22万7000円の減といたしております。

予算書は18ページになります。

13款1項1目総務使用料、1節総務管理使用料988万5000円ありますが、財政課所管分として、市有施設を太陽光発電設備事業者に貸付けしております使用料154万7000円と、庁舎使用料9000円を計上いたしております。

予算書は26ページになります。

14 款 2 項 4 目商工費国庫補助金 4418 万 7000 円ではありますが、財政課所管分として、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費国庫補助金として 2723 万 6000 円を計上いたしております。

予算書は 28 ページになります。

15 款 1 項 1 目総務費県負担金、権限移譲事務等市町交付金 225 万 6000 円のうち、財政課所管分 198 万 8000 円ではありますが、過去 3 カ年の伸び率の平均から、前年度比較 0.8%、1 万 7000 円の減を見込んでおります。

続いて、配付資料は 4 ページになります。予算書は 33 ページとなります。

16 款 1 項 1 目財産貸付収入、1 節土地建物貸付収入 2958 万 8000 円ではありますが、財政課所管分における市有地貸付におきましては、電柱等敷地料を除き、賃貸借契約 117 件、貸付料 1385 万 5000 円、建物貸付におきましては賃貸借契約 20 件、貸付料 774 万 5000 円を計上いたしております。

2 目利子及び配当金、1 節利子 179 万 5000 円のうち財政課所管分として、今後見込まれる各基金に係る定期預金利子及び普通預金利子を計上いたしております。財政調整基金利子 44 万 6000 円、減債基金利子 16 万 5000 円などであります。

予算書は 35 ページになります。

2 節配当金 3,000 円ではありますが、株式会社どんぶり館、株式会社みずほフィナンシャルグループ、四国電力株式会社の株式配当金を頭出しで計上いたしております。

続いて 2 項 1 目不動産売払収入 1600 万円ではありますが、法定外公共物等の土地売払収入及び分譲土地売払収入として計上いたしております。

続いて 17 款 1 項 1 目一般寄附金ではありますが、頭出しとして 1,000 円を計上いたしております。

予算書は 36 ページになります。

18 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 8 億 2658 万円ではありますが、一般会計全体の収支不足額を繰り入れるもので、対前年度 412 万 6000 円の増としております。

続いて、10 目減債基金繰入金 4 億円ではありますが、借入金である市債の返済に充当するもので、対前年度 1 億円の増としております。

続いて、配付資料は 5 ページ、予算書は 37 ペ

ージになります。

34 目公共施設整備基金繰入金 2 億 1230 万円ではありますが、明浜運動場夜間照明改修工事、惣川小学校校舎及び屋内運動場外壁等改修工事、蔵貫地域づくり活動センター改修工事等に充当いたしております。

予算書は 38 ページになります。

19 款 1 項 1 目繰越金 3 億 460 万円のうち、財政課所管分 3 億円ではありますが、令和 5 年度の繰越金見込額を計上いたしております。

予算書は 40 ページになります。

20 款 5 項 3 目市町振興協会収入、2 節市町振興協会交付金 618 万 8000 円ではありますが、ハロウィンジャンボ宝くじ収益金のうち、愛媛県から交付された交付金及び交付金から生ずる受取利息を財源として交付されるもので、過去 5 年間の実績伸び率の平均から、前年度比較 4.1%、26 万 5000 円の減としております。

4 節地方振興協会基金交付金 876 万 9000 円ではありますが、サマージャンボ宝くじ収益金において、同協会が愛媛県からの交付金を積み立てる基金から、本市へ交付するもので、過去 5 年間の実績伸び率の平均から前年度比較 1.4%、12 万 5000 円の減を見込んでおります。

予算書は 41 ページになります。

4 目雑入、2 節総務費雑入 4572 万 2000 円のうち、財政課所管分は 1074 万 8000 円です。内訳としましては、貸付建物等に係る電気料 470 万円、水道料 17 万 4000 円、CATVサブセンター電気等使用料 200 万円、災害保険給付 1,000 円、自動車損害給付金 1,000 円、災害共済負担金 8 万円のほかその他雑入 379 万 2000 円を計上いたしております。

予算書は 46 ページになります。

21 款 1 項 8 目臨時財政対策債 3000 万円ではありますが、国が公表しています令和 6 年度地方財政計画の伸び率は 54.3%の減ではありますが、財政力の低い自治体には、臨時財政対策債の発行可能額を少なくして、普通交付税の交付額で調整されますので、当市においては、過去の発行可能額を参考として、令和 5 年度実績額から 45.7%の減といたしております。

次に、歳出について御説明いたします。配付資料は 6 ページ、事務事業別事業費財源内訳表を御

覧ください。予算書は52ページから53ページにかけてとなります。

2款1項3目財政管理費6105万8000円ですが、まず財政管理費庶務事業487万円ですが、消耗品費、印刷製本費、コピー使用料などの事務経費のほか、公会計財務書類作成に係る経費を計上いたしております。

次に職員給与費（財政管理費）5618万8000円ですが、財政課職員に係る給料、手当、共済費等を計上いたしております。

予算書は54ページから57ページになります。5目財産管理費2億7970万円のうち財政課所管分といたしまして、庁舎維持管理事業6678万円ですが、本庁及び各支所庁舎の維持管理において、光熱水費や修繕料始め電気保安、昇降機、空調機器などの施設設備点検業務委託経費などを計上し、対前年度0.9%、59万5000円の減といたしております。

続いて、公用車維持管理事業2101万7000円ですが、財政課及び各支所地域生活課が管理する公用車の維持管理経費として、燃料費、車検経費、市有バス運行業務委託料などを計上し、対前年度11.7%、219万5000円の増額としております。増額の主な理由は、市バスの運用がコロナが明けまして通常運用に戻ったことによる市バス運行業務の回数増でございます。

続いて、市有財産維持管理事業4632万5000円ですが、土地や本庁舎及び各支所庁舎以外の建物などの維持管理経費を計上し、対前年度141.2%、2712万円の増額となっております。主な増額内容は、太陽光、地中熱システム導入検討に伴う検証業務委託料に要する経費でございます。

続いて損害・災害共済事業（公用車・市有建物）1884万4000円ですが、公用車の任意保険事業及び市有建物等の損害保険事業に関するもので、現加入状況から計上いたしております。

続いて消防設備維持管理事業212万8000円ですが、市有施設を対象に、消防設備保守点検等で不備を指摘された箇所の修繕に要する経費を計上するものであります。対前年度88.7%100万円の増額となっております。増額の主な理由は、消防法に基づく消火器更新本数の増によるものでございます。

続いて公共施設等総合管理事業41万円であり

ますが、公共施設等の総合管理に係る経費を計上し、対前年度比75.7%、127万8000円の減となっております。

続いて契約管理事業263万3000円ですが、入札及び契約に係る経費を計上するものでございます。

続いて住宅土地活用事業1454万2000円ですが、土地開発公社から市に帰属した分譲住宅地を活用し、定期借地権を設定する土地を拡大して貸付けを行うとともに、住宅取得時の補助金のほか子育て応援金を支給する経費等を計上するものでございます。対前年度比29.8%、615万9000円の減額としております。

続いて配付資料は7ページになります。予算書は55ページをお開きください。

会計年度任用職員給与費（庁舎維持管理事業）2234万円ですが、本庁及び支所庁舎の庁舎清掃等の業務に従事する会計年度任用職員を用する経費を計上するものでございます。対前年度20%、372万9000円の増額といたしております。

続いて会計年度任用職員給与費（庁舎宿直・夜直事業）2171万2000円ですが、本庁の宿直業務及び支所庁舎の夜直業務に要する経費を計上するものであります。対前年度14%、266万6000円の増額となっております。

続いて職員給与費（財産管理費）6296万9000円ですが、財政課職員管財係、契約管理係に係る給料、手当、共済費等を計上いたしております。

続いて企業会計への繰出事業であります。野村介護老人保健施設事業、西予市民病院事業、野村病院事業における繰出金であります。内容につきましてはそれぞれの企業会計所管の委員会でご審議いただいているところでありますので、予算額と対前年度の比較のみの説明とさせていただきます。

予算書は79ページから81ページとなります。

3款1項3目老人福祉費、野村介護老人保健施設事業会計繰出事業1億1500万7000円ですが、地方公営企業繰出基準に準じた企業債元利償還金、基礎年金拠出金、児童手当に要する経費などについて、繰り出すものでございます。

予算書は107ページになります。

4款3項1目病院費9億5133万円であり

が、西予市民病院及び野村病院に対し地方公営企業繰出基準に準じた企業債元利償還金、リハビリテーション医療及び高度医療に要する経費などについて、繰り出すものでございます。西予市民病院事業会計繰出事業 5 億 9164 万 1000 円、野村病院事業会計繰出事業 3 億 5968 万 9000 円を計上いたしております。

続いて配付資料 8 ページになります。予算書は 196 ページとなります。

12 款 1 項 1 目元金 40 億 2988 万 6000 円のうち、財政課所管分 40 億 2744 万 9000 円ですが、令和 6 年度償還予定の元金分を計上するものでございます。

続いて 2 目利子 1 億 5607 万 5000 円のうち財政課所管分 1 億 5572 万 8000 円ですが、令和 6 年度償還予定の利子分を計上いたしております。

公債費と関連します地方債現在高の状況であります。予算書の 212 ページをお開き願います。地方債の区分ごとに、令和 4 年度末現在高、令和 5 年度末現在高見込額、令和 6 年度中の増減見込額、令和 6 年度末現在の見込額となっております。最下段の合計欄を御覧ください。令和 4 年度末現在高は 400 億 1697 万 1000 円、令和 5 年度末現在高見込額は 393 億 7919 万 9000 円、令和 6 年度末現在高見込額は 388 億 3561 万 3000 円です。令和 5 年度から起債枠設定の調整を進めておまして、令和 6 年度は起債額が償還額を下回る見込みでございます。したがって、令和 6 年度末現在高見込額が令和 5 年度見込額より 5 億 4358 万 6000 円減少する見込みとなっております。なお、災害復旧事業債、緊急防災・減災事業債、旧合併特例事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、臨時財政対策債など、いずれも普通交付税算入率が 7 割を超える財政的に有利な地方債を活用しているところでございます。

続いて、予算書は 197 ページから 198 ページになります。

最後になります。13 款 2 項 1 目基金費 8 億 6549 万 1000 円のうち、財政課所管の財政調整基金をはじめ、合計 7 基金の預金利子分を積み立てるものでございます。

予算書は 198 ページになりますが、14 款予備費は、緊急時の支出を勘案して 3500 万円を計上いたしております。

以上説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○宇都宮委員長

安岡課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○小玉委員

合併特例債はなくなるということですね。確認ですが 6 年度で。

○安岡財政課長

合併特例事業債につきましては、令和 6 年度が最終年度となりまして、そこで終了となるという予定でございます。

○宇都宮委員長

そのほか質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○宇都宮委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」のうち財政課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時44分)

【政策企画部】

【まちづくり推進課】

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午後 0 時 58 分)

これより政策企画部の審査を行います。審査に先立ちまして政策企画部宇都宮部長より御挨拶をお願いいたします。

○宇都宮政策企画部長

宇都宮政策企画部長が挨拶を行う。

○宇都宮委員長

それではこれよりまちづくり推進課の審査を行います。議案第 7 号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」まちづくり推進課長野課長の説明を求めます。

○長野まちづくり推進課長

それでは、議案第 7 号「西予市生活交通バス条

例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

本議案は、利用状況に合わせて令和6年4月1日から生活交通バス運行内容の一部を見直すものであります。変更案については、関係地域への説明を行った後、西予市地域公共交通活性化協議会にて御承認いただいております。内容といたしましては、城川地区生活交通バスの運行路線については、これまで岩本吉之沢野村線と、本村杭野村線の2路線を同じ日にそれぞれ運行しておりましたが、利用者の状況から1路線にまとめるものであります。これにより、本村杭野村線を利用されていた方の野村病院への到着が1時間程度早くなり、帰りの便につきましても同じように1時間早く帰れるようになりますので、利用者にとってはより使いやすくなるものと考えております。

以上、議案第7号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」の御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○宇都宮委員長

長野課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河野委員

2路線を一つにまとめるということですが、そんなに利用客が少ないから、一つにまとめるということもあるんじゃないかなと思うのですが、そこら辺の利用人数についてはどうでしょうか。

○長野まちづくり推進課長

詳細な利用人数については、すいません手元に資料がないんですが、これまで同じ曜日に2路線を走らせていたのは、1台で利用される方を十分に運べないという状況がありましたので2路線で走っておりました。しかし、今の利用状況からいきますと1台で十分賄えると判断いたしまして、このたび1路線とさせていただきます。

○宇都宮委員長

そのほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第7号「西予市生活交

通バス条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時8分）

○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午後1時8分）

続きまして、同じくまちづくり推進課の審査を行います。議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうちまちづくり推進課所管分を議題といたします。

まちづくり推進課長野課長の説明を求めます。

○長野まちづくり推進課長

それでは、議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうちまちづくり推進課所管分の主な事務事業と予算またその概要を説明させていただきます。西予市一般会計予算書に基づきまして、歳入歳出予算につきまして、まず、歳出予算から御説明申し上げます。

予算書の60ページから62ページを御覧いただいたらと思います。

2款総務費、1項総務管理費、21目地域づくり活動センター費を4億2639万4000円とするものです。その内訳は、事業概要欄に記載しております通り28の事業、2件の職員給与費を計上しております。それでは事業ごとに御説明いたします。

まず、地域づくり活動センター費庶務事業の820万円ですが、地域づくり活動センター運営委員会委員報酬321万3000円ほか、地域づくり活動センター推進計画審議会委員報酬24万6000円、修繕費177万5000円、各センターに設置しておりますAEDリース料91万7000円など、地域づくり活動センター推進に係る庶務経費となります。

次に、各センターの管理運営事業ですが、各センターの維持管理に必要な経費を計上しております。27センターの合計は、6921万3000円となります。センター施設の規模により、維持管理経費には違いがありますが、主に消耗品、燃料費、光熱水費、消防設備保全点検手数料などとなります。なお、62ページにあります蔵貫地域づくり活動センターにつきましても、外壁改修と屋根の張り替えが必要となっていることから、工事請負費

2523万4000円を計上しております。また、経費財源の一部に公共施設整備基金繰入金2670万円、各地域づくり活動センターの財産収入29万7000円、使用料52万9000円、諸収入316万8000円を充当しております。

次に、会計年度任用職員給与費9721万3000円ですが、各センターのセンター長27名及び事務職員25名の人件費となります。

次に、予算書71ページを御覧ください。

2款総務費、8項地域振興費、1目地域振興費を5億4713万5000円とするものです。その内訳は事業概要欄に記載しておりますとおり10事業と職員給与費を計上しております。それでは事業概要欄の順番に御説明いたします。

まず、地域振興費庶務事業66万2000円でございますが、えひめ地域活力創造センター負担金のほか、まちづくり推進課所管の地域振興に関わる各種協議会等への負担金33万円のほか、消耗品費11万3000円、使用料18万1000円などがあります。

次に、移住交流促進事業4358万5000円でございますが、この事業は、市外からの移住促進により持続可能な地域社会を形成することを目的として、一般社団法人西予市移住定住交流センターへの移住交流促進事業の委託、また、移住交流促進協議会の開催、移住フェアなどのイベントへの参加や実施を行うものであります。令和6年度の主な事業費といたしましては、移住者住宅改修支援事業補助金620万円、移住支援事業補助金130万円、民間や地域団体が実施するゲストハウスの整備や移住体験住宅等の整備などを支援する移住交流促進事業補助金として950万円があります。令和3年度から実施しております移住マッチング事業ですが、参加していただいた地域づくり組織や参加者からも大変好評をいただき、これまでの参加者の中から、実際に移住された方が2名おられ、令和5年度の参加者からも2名の方が移住される予定となっております、確かな手応えを感じております。令和6年度も引き続き実施することとしております。また、都市部での移住フェアについても、県内自治体が連携した大規模フェアの実施をはじめ、今年度以上に積極的に出展することとしており、これら移住交流促進業務を令和6年度も一般社団法人西予市移住定住交流センターの委託業務

に追加し、委託料959万円を計上し、より柔軟な対応によって移住者及び関係人口の拡大を目指してまいります。また、移住定住施策を支える西予市移住定住交流センターの役割はますます重要となっており、安定したセンター運営を行うため運営補助金1157万円を計上し、事務局機能と体制の強化を図ってまいります。また、令和4年度から愛媛県が南予5市町と連携して、子育て世代をターゲットとした移住促進応援を行っており、引き続き令和6年度もその負担金といたしまして120万円を計上しております。なお、経費財源の一部にデジタル田園都市国家構想交付金など国庫補助金1087万2000円、移住者住宅改修費等の県補助金400万円と使用料14万円、諸収入94万8000円を充当しております。

次に、地域おこし協力隊事業1億3063万1000円でございますが、平成28年度から取り組んでおります西予市版田舎で働き隊は、地域づくり組織等が地域おこし協力隊制度を活用し、地域住民が主体となって、地域おこし協力隊の活動や定住を支援し、地域の課題解決や活性化に向けて活動していただくものです。令和6年度は現役隊員20名に加えまして、新たに10名の隊員の受入れを予定しております。主な予算といたしましては、隊員等の報償金7763万8000円、隊員の活動支援業務委託料4969万3000円、地域おこし協力隊起業支援補助金300万円であります。

次に姉妹市町交流事業125万1000円でございますが、姉妹市町である北海道黒松内町と両住民の相互理解や友好の絆を深めることを目的として行っている交流事業であります。令和5年度におきましては旧野村町との姉妹市町交流を始めてから30周年を迎え相互の交流が行われました。令和6年度は黒松内町からは一般の方と中学生が本市に来市され、西予市の小学生が黒松内町を訪問する予定となっております、それらに必要な経費を計上いたしました。

次に、地域づくり活動センター推進事業1億9494万1000円でございます。事業予算の内訳といたしましては、地域づくり組織に対して交付する基礎型交付金に7000万円、手上げ型交付金に3000万円、地域任用職員を雇用する経費といたしまして9000万円を主に計上しましたほか、地域づくりアドバイザー派遣や令和6年度より地域

づくり組織等を対象に研修会を開催する予定としておりまして講師謝金 220 万 5000 円、地域づくり組織の活動を側面から支援する地域担当職員の時間外勤務手当 249 万円などを計上いたしました。なお、経費財源には過疎対策事業債ソフト事業分としまして 7000 万円を基礎型交付金に、地域振興基金からの繰入金として 1 億 2000 万円を地域任用職員の人件費相当分 9000 万円と手上げ型交付金の 3000 万円にそれぞれ充当し、そのほか地域振興基金利子 44 万 5000 円、そしてふるさと応援基金繰入金 220 万 5000 円を充当しております。

次に、二木生地区地域づくり活動センター整備事業 5889 万 1000 円ですが、現在二木生地域づくり活動センターは、旧三瓶北公民館を活用していただいております。また、津波警戒区域に位置していることから、旧二木生保育園の場所への移転新設を計画しております。そのため令和 6 年度において、解体新設設計委託料 1815 万円、解体工事請負費 3514 万 5000 円などを計上しております。なお、経費財源には社会資本整備総合交付金 2624 万 2000 円、過疎対策事業債 2240 万円を充当しております。

次に、地域活動助成事業 320 万円でございますが、これは一般財団法人自治総合センター及び一般社団法人地域活性化センターが実施する助成事業について、広く募集を行ったところ二つの団体から申請がございましたので予算計上するものです。経費財源は、全額において自治総合センター及び地域活性化センターの助成金を諸収入として受入れ充当いたします。

次に、集会施設整備事業 600 万 3000 円でございますが、主な予算は市内の集会所改修事業の補助金です。経費財源は全額の 600 万 3000 円にふるさと納税応援基金を充当しております。

次に、集会施設移行推進事業 5386 万 9000 円でございますが、令和 5 年 4 月から地区公民館を地域づくり活動センターに移行したことにより、公民館分館が廃止になったことに伴い、公民館分館等を集会施設へ移行を推進するための支援措置といたしまして、分館からの移行に関する整備計画に基づき、維持管理経費等に対し補助金 455 万 4000 円と、整備計画に基づき令和 6 年度に施設整備を行われる区に対する施設整備事業補助金

4906 万円などを計上するものです。なお、経費財源に過疎対策事業債ソフト事業分としまして 4690 万円を充当しております。

次に、高齢者活動施設管理事業 21 万 9000 円でございますが、城川町野井川地区にあります野井川高齢者活動促進施設の維持管理に必要な経費を計上するものです。この施設は地域住民の交流、生きがいづくりの場として、地域社会の活性化に寄与する拠点施設となっております。

次に、予算書 74 ページを御覧ください。

2 款総務費、8 項地域振興費、3 目生活交通バス対策事業費を 1 億 7067 万 8000 円とするものです。その内訳は、事業概要欄に記載しておりますとおり 8 事業でございますので順に御説明いたします。

まず、地域公共交通確保維持改善事業 1 億 551 万 9000 円でございますが、宇和島自動車が運行する 17 路線を維持するために生活交通バス路線維持・確保対策事業補助金 1 億 483 万 1000 円と、市内の公共交通の運行について協議する地域公共交通活性化協議会の開催に必要な経費 68 万 8000 円を計上いたしました。

次に、デマンド乗合タクシー運行事業など各地域を運行する 7 事業でございます。市内の公共交通等空白地域において、通院や買物等の移動手段として市民の生活交通手段確保のため、デマンド乗合タクシー、生活交通バス、廃止代替バスなどを運行する経費であります。なお、経費財源の一部に生活交通バス路線維持・確保対策事業費県補助金 184 万円、生活交通バス使用料 133 万 5000 円、諸収入 385 万 6000 円を充当しております。それぞれの運行事業に地区名が入っておりますので、各事業の説明は省略させていただきます。

続きまして、2 款総務費、8 項地域振興費、9 目野村ダム周辺地域振興事業費 1096 万 1000 円とするものです。野村ダム関係交付金活用事業でございますが、水源の森保全管理事業、農商工連携「人・モノ交流」支援事業、それから野村高校を含めました教育活性化のための野村地域教育活性化連絡協議会支援事業、それから肱川周辺公園管理事業、そして総合型スポーツクラブ運営支援事業などを支援する予定でございます。

次に 75 ページを御覧ください。

2 款総務費、9 項企画費、1 目企画管理費 2 億

839万5000円のうち、まちづくり推進課所管分は、卯之町はちのじまちづくり事業費の1億2245万9000円です。卯之町はちのじまちづくり基本構想に基づきまして、JR卯之町駅前複合施設ゆるりあんを起点に、卯之町商店街及び重伝建地区と連携を図りながら、人の交流等を通して官民連携によるエリアマネジメントを行い、地域経済の活性化を行ってまいります。令和4年度で整備事業は全て終了いたしましたので、今後は施設等の維持管理業務と、イベントの運営業務を行っております。主な予算は官民連携施設整備等委託料1億2178万2000円、卯之町はちのじまちづくり整備事業モニタリング支援業務委託料30万円などがあります。なお、経費財源には過疎対策事業債5130万円、財産収入317万8000円を充当しております。

次に予算書178ページから180ページになります。

10款教育費、5項社会教育費、8目生涯学習推進費1386万5000円でございます。その内訳は事業概要欄に記載しておりますとおり30事業の経費を計上しております。それでは、事業概要欄の事業ごとに御説明いたします。まず生涯学習推進庶務事業398万5000円ですが、全市民対象あるいは各支所単位で実施する生涯学習事業のほか事業全体としての生涯学習推進に係る庶務的経費を計上しております。主な事業といたしましては、全市民を対象としたふるさと学習会、英会話教室などがあり、明浜町では山あるきんぐ教室、三瓶町の田植え、稲刈り体験学習、野村町のネイチャークラブ事業がございます。また、社会教育団体補助金266万8000円や、人口減少対策に関する結婚支援施策である異業種交流スキルアップ事業委託料60万円などを計上するものです。なお、経費財源には国庫補助金30万円、県補助金30万円、財産収入7,000円、諸収入4万円を充当しております。

次に、成人式事業101万9000円でございますが、対象者に大人としての自覚と社会的責任を果たすことを促し、ふるさとを愛する心を育むために祝福激励の会を開催するための経費を計上しております。なお、経費財源には、ふるさと応援基金繰入金101万9000円を充当しております。

次に、結婚推進委員会補助金121万8000円で

ございますが、結婚推進委員会は、西予市における結婚問題を解決するために平成17年度に設立され、結婚相談活動、情報交換会活動、婚活イベントの開催などの推進事業を行い、結婚の成立を図ることを目的として活動されております。その活動を支援するための補助金を交付するものです。

次に27の地域づくり活動センターの生涯学習事業ですが、各センターが行う生涯学習事業に必要な経費を計上しており、27センターの合計は764万3000円となります。各センターでは、社会教育計画に基づきそれぞれの活動計画を作成し事業に取り組んでおります。

次に、180ページを御覧ください。

10款教育費、6項文化振興費、1目文化振興総務費2426万8000円でございます。その内訳は事業概要欄に記載しております通り3事業の経費と職員経費を計上しております。それでは事業ごとに御説明いたします。

まず、文化振興総務費庶務事業343万円ですが、主なものといたしましては、西予市文化協会、ふるさと芸能祭、俳句大会、文化祭など文化協会補助金337万3000円のほか、事業全体としての文化振興に係る庶務的経費を計上しております。

次に、奥伊予ふるさと祭補助事業64万4000円ですが、城川地域最大のイベントである奥伊予ふるさと祭を主催する奥伊予ふるさと祭実行委員会に対して補助金を交付し、豊かな文化や産業の創造と発展を図りながら、潤いと活力あるふるさとづくりを支援するものです。

次に、文楽保存伝承活動事業48万4000円ですが、西予市に二つの代表的な朝日文楽、依津文楽がありますが、ともに後継者不足が共通の悩みであり、担い手確保に苦慮している状況です。両座は、地域に根差した文化財である文楽を後世に伝統を継承するため、文楽保存会と小・中学校や高校と連携し活動することで、郷土愛を育み、後継者育成を図るもので、講師謝金を計上しております。

次に予算書183ページを御覧ください。

10款教育費、6項文化振興費、3目文化施設運営管理費1億1179万1000円のうち、まちづくり推進課所管分は5事業になりまして5732万円でございます。それでは事業概要欄の事業ごとに御説明いたします。

まず、宇和文化会館管理運営事業 3543 万 4000 円でございますが、宇和文化会館運営の指定管理者委託料でございます。次に依津文楽会館管理運営事業 38 万 3000 円、三瓶文化会館管理運営事業 1417 万 9000 円、朝立会館管理運営事業 373 万 1000 円となります。それぞれ文化施設の維持や管理に関する経費を計上しております。そして、会計年度任用職員給与費といたしまして三瓶文化会館の 359 万 3000 円を計上しております。

次に予算書の 189 ページを御覧ください。

10 款教育費、7 項保健体育費、1 目保健体育総務費 9648 万円でございます。それでは事業概要欄の事業ごとに御説明いたします。保健体育総務費庶務事業 598 万 1000 円でございますが、市民体育祭や駅伝大会などの委託料 55 万 4000 円、県スポーツ振興会等負担金 11 万円、体育協会等補助金 492 万 2000 円そのほか事業全体としての保健体育振興に係る庶務的経費を計上しております。

次に市スポーツ推進委員活動事業 109 万 1000 円ですが、スポーツ推進委員報酬 74 万 3000 円のほか、県スポーツ推進委員会協議会等負担金 21 万 8000 円など、スポーツ推進事業の実施や住民を対象とした実技指導、助言を行うスポーツ推進委員の活動を支援する経費を計上しております。

次に全国大会出場選手支援事業 152 万円ですが、個人または団体競技において予選会を経て、全国大会、国際大会へ出場する選手に対しまして、報償金または懸垂幕及び横断幕の掲出を交付し、スポーツ選手の支援を行っております。なお、経費財源にはふるさと応援基金繰入金 152 万円を充当しております。

次に、ジュニアスポーツ活動サポート事業 105 万 6000 円ですが、スポーツニーズに応じて、子どもが継続してスポーツを楽しめる環境を整備し、活動の活性化と子どもの運動能力の向上を目指す事業として、この事業をスポーツクラブに委託しており、その委託料を計上いたしました。なお、経費財源にはふるさと応援基金繰入金 105 万 6000 円を充当しております。

続いて 190 ページを御覧ください。

10 款教育費、7 項保健体育費、2 目体育施設費 1 億 4220 万円でございます。12 事業 5 件の職員給与費でございます。それでは事業概要欄の事業

ごとに御説明いたします。

体育施設維持管理費 7122 万 6000 円ですが、体育施設の維持管理にかかる庶務的経費を計上しているほか、令和 6 年度は明浜運動場の夜間照明改修工事 3227 万 8000 円、狩江地区体育館の内部天井鉄骨塗装工事 1179 万 9000 円、高川地区グラウンド屋外トイレ改修工事 372 万 1000 円、また宝泉坊プールウォータースライダー解体撤収工事 768 万 9000 円など工事請負費 5548 万 7000 円を計上しております。なお経費財源には、公共施設整備基金繰入金 5540 万円、財産収入 3 万 4000 円、各施設の使用料 170 万 6000 円、諸収入 13 万 4000 円を充当しております。

次に、宇和運動公園管理運営事業 1611 万 8000 円、市民憩の家管理運営事業 30 万 6000 円、宇和球場管理運営事業 289 万 8000 円、野村運動公園管理運営事業 270 万 8000 円、野村プール管理運営事業 127 万 1000 円、城川運動公園管理運営事業 226 万 1000 円、三瓶体育館管理運営事業 269 万 3000 円、三瓶武道館管理運営事業 19 万 8000 円、三瓶庭球場管理運営事業 9 万 9000 円、三瓶南グラウンド管理運営事業 45 万 1000 円、乙亥会館管理運営事業 992 万 4000 円となります。それぞれ各施設の維持管理に必要な経費を計上しており、経費財源には、財産収入、各施設使用料、諸収入を充当しております。なお、野村運動公園管理運営事業につきましては、令和 6 年度は野村球場の内野整備工事 107 万 1000 円を予定しております。経費財源には公共施設整備基金繰入金 100 万円を充当いたします。

次に、会計年度任用職員給与費ですが、野村プール、乙亥会館、宇和運動公園及び城川総合運動公園の管理運営に従事する会計年度任用職員の経費を合計で 2762 万円を計上しております。

次に、予算書 197 ページを御覧ください。

13 款諸支出金、2 項基金費、1 目基金費 8 億 6549 万 1000 円予算計上されているもののうち、当課所管分につきましては、事業概要欄に記載しております体育施設整備基金 1 万円、研修基金事業 1,000 円でございます。予算は基金の利息を積み立てるものでございます。

それでは続いて、歳入予算について御説明させていただきます。なお歳出において充当の説明の中で重複する部分もありますので、簡潔に説明さ

せていただきます。

予算書 18 ページを御覧ください。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料 1136 万円のうち、まちづくり推進課所管分は、1 節総務管理使用料 988 万 5000 円のうち、各地域づくり活動センターの使用料合計で、52 万 9000 円、また、3 節地域振興使用料におきまして、生活交通バス使用料として運賃収入 133 万 5000 円と移住交流体験施設の使用料 14 万円の合計 147 万 5000 円でございます。

続いて、20 ページを御覧いただいたらと思います。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、7 目教育使用料 953 万 9000 円のうち、まちづくり推進課所管分は、4 節保健体育使用料 578 万 8000 円。

予算書は 22 ページになりますが、5 節文化振興使用料のうち、三瓶文化会館使用料 60 万円、朝立会館使用料 5 万円でございます。

29 ページを御覧ください。

15 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金 3395 万 1000 円のうち、まちづくり推進課所管分は 584 万円になります。内訳といたしましては、2 節地域振興費県補助金のうち、説明欄にございます生活交通バス路線維持・確保対策事業費県補助金 184 万円、移住支援事業費県補助金 90 万円、移住者住宅改修支援事業における県補助金 310 万円でございます。

予算書 33 ページを御覧ください。

16 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入予算額 6078 万 7000 円のうち、当課所管分は、市有地貸付金 69 万 5000 円、市有建物貸付料 317 万 8000 円になります。各地域づくり活動センター及び体育施設に設置されております自動販売機の市有地貸付料と卯之町駅前複合施設ゆるりあんにございます宇和郵便局に対する建物貸付料になります。同じく 2 目利子及び配当金の基金利子につきましては、予算書は 34 ページになります。研修基金の利子でございます。

次に 35 ページを御覧ください。

16 款財産収入、2 項財産売払収入、2 目物品売払収入、1 節物品売払収入 66 万円のうち、まちづくり推進課所管分は 12 万 8000 円でございます。これは記念誌等の売上あと出版物の売上収入で各事業の運営費に充当いたしております。

次に 36 ページを御覧ください。

17 款寄附金、1 項寄附金、7 目教育費寄附金、1 節教育総務費寄附金 2 万円でございますが、宇和文化会館管理運営事業に充当いたしております。

予算書の 41 ページを御覧ください。

20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入の 2 節総務費雑入 4572 万 2000 円のうち、当課に該当いたしますものは説明欄にございますコピー使用料、印刷使用料、電話使用料、電気代など、各地域づくり活動センターの諸収入で合計が 846 万 5000 円でございます。また、地域公共交通確保維持改善事業費補助金 385 万 6000 円でございますが、地域公共交通確保維持改善事業費補助金が国の制度改正があり、国から西予市地域公共交通活性化協議会を通して、交付されることとなりましたため、地域交通活性化協議会から補助金を諸収入で市のほうは受け入れるものでございます。また自治総合センター助成金 170 万円、地域活性化センター助成金 150 万円でございますが地域活動助成事業に対するそれぞれのセンターからの助成金となります。

次に、予算書 43 ページから 44 ページにかけてになります。

10 節教育費雑入 1264 万 8000 円のうち、当課所管分は、説明欄にございます三瓶文化会館の C A T V サブセンター電気使用料 224 万円のほか、印刷料、電話使用料、電気代、水道代、看板移転補償費等で合計 423 万 6000 円を計上しそれぞれの事業に充当いたしております。

続いて、予算書の 44 ページを御覧いただいたらと思います。

21 款市債、1 項市債、1 目総務債につきましては、当課所管分は地域振興債、企画債となりますが、歳出で説明させていただきましたとおり、各事業に充当いたします市債でありますので説明を省略させていただきます。

以上まちづくり推進課所管分の令和 6 年度一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

長野課長の説明終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○竹崎委員

60 ページの地域づくり活動センター庶務事業の説明だったと思うんですが、規模により違いがあるという説明の中で、備品の確認をちょっとしたいのは、今現在例えば、旧東公民館、文化会館の教育委員会内に自治センターがあって、隣の地域活動センターと協力関係ですごく活性化しておるんですこれは間違いない。朝ラジオ体操行って、そのあと行ってもどっちも頑張るとるなど。あるときちょっとたくさん印刷があったんで、紙代払ってお願いしたら出来よったのに、今度行ってみたら、印刷機が消えとるんですよ。そして、さっき見たら 41 ページのところ間違はなく、印刷機代ってということで 100 何万入るとるわけです。41 ページやったと思う。総務費の雑入の中で、印刷機使用料 100 万 1000 円、これを見たときに、あれっ。ということは、言わば東地区ということは 10 の旧分館がある。比較的大きいエリアです。そこに、印刷機がなくなったって聞いたんでびっくりしたんですが、これどういうことでしょうか。つまり地域から例えば、ある意味で、大きな印刷を頼んだりすることはあると思うんです。行政区から、そういうときなんかにも頼りは自治センターだと思ったので、あれっと思ってちょっとびっくりしたので、1 番最初の頃だからちゃんと記録をとって、しよったんやけど、それちょっと説明いただけたらありがたいです。

○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 1 時 54 分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午後 1 時 59 分)

○長野まちづくり推進課長

ただいまの三瓶地域づくり活動センターの印刷機が、今現在なくなっているという事情につきましては、詳細についてこちらでも把握してない部分がありますので、後ほど回答させていただきたいと思います。

○河野委員

71 ページ地域振興費の中の移住交流促進事業、移住交流の住宅整備を 620 万円ぐらいですと言われたと思うんですが、これ 1 戸でしょうか。また整備する地区名等を教えていただければいいのと、まずそれをお伺いします。

○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 2 時 1 分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午後 2 時 2 分)

○長野まちづくり推進課長

現在予定では 2 件を予定しております。

○河野委員

2 件地区名分かりますか。

○長野まちづくり推進課長

この事業は利用される方の申請によって行いますので場所等は未定でございます。

○河野委員

そのときのゲストハウスも 950 万円言われたんですけどこれも申請されてからの箇所になるのでしょうか。

○長野まちづくり推進課長

ゲストハウス等につきましても、現在 4 件を予定しているところですが、事前にお話を伺っているところが野村で 1 件ございます。そのほかあと残り 3 件を予定しております。

○信宮副委員長

予算書の 75 ページの卯之町はちのじまちづくりの推進事業 1 億 2245 万 9000 円についてですけども、聞き逃しとった点もあるかもしれませんが、これは一旦全て西予まちづくりサービスに支出するというのでしょうか。

○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 2 時 4 分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午後 2 時 4 分)

○長野まちづくり推進課長

議員おっしゃるとおり全て、お支払いするものでございます。

○信宮副委員長

西予まちづくりサービスが P F I 事業として選定されまして、まちづくり運営されとるわけだと思ふんですけども、最近ラソンプレがソフト事業主にやられて、ラソンプレはよく活動しよるように思ふんですけど、まちづくりサービスの方を見るのが本当になく思ふんですよ。まちづくりサービスの瓦版も以前からずっとつくられよったけれども、さっき見てみたら 2022 年最後に瓦版を発行されてないようすし、そのあとはラソンプレが同じようなことをやられるのではないかと思ふんですけど、まちづくりサービ

スとも行政と緊密に連携をとってやられるのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○長野まちづくり推進課長

ただいまの御質問に関しましては、安田補佐からお答え申し上げます。

○安田まちづくり推進推進課長補佐

今ほどの御質問に対しましてお答えをいたします。現在、ラソンプレがまちづくりサービスの中の関連事業者になって、まちづくりサービスのほうから、どちらかという費用を払ってラソンプレで、ソフト事業を進めておりますので、こういったイベントとか、そういったところで見えてくるのがほぼラソンプレになってしまいます。また、月に1回連携会議をして、そこにはまちづくりサービスの社長も来ておりますし、ラソンプレの社長も来ておりますので、そこで、情報共有などを行っている次第でございます。

○信宮副委員長

駅前複合施設ゆるりあんが出来てその中にチャレンジショップということで店舗が入られておるんですけども、これチャレンジショップということで当初5年間ということだったんですけども、もうそろそろ5年はたちませんが、5年たってよそに移られる店舗があるのか、考えている方もいらっしゃると思いますし、出ていかれたら当然空き店舗になりますので、そのあとの入る状況、現在でも4月ですかねオープン予定でカフェ1件、工事をされておるようなんですけれども、その辺り把握されとったら教えていただきたいと思います。

○長野まちづくり推進課長

今現在入っていらっしゃるところに今後どうされるのかという意向調査といいますか、お聞きいただいて、そのまま継続で事業を進めたいと、今現在思っているところが2件あると伺っております。そのほかのところにつきましては、今現在まだ思案中ということで、残るのであれば、そのまま継続して、もしくは商店街の中のどこかで店舗が開けばというお考えをお持ちであると伺っております。

○信宮副委員長

そしたら5年たっても、残る意向があればそこで営業ができるということですか。

○長野まちづくり推進課長

チャレンジショップですので、最初の5年間は家賃等を低くして使用していただいておりますので、5年を過ぎましたら、また家賃等の見直しをさせていただいて、継続を決めていただけるかなと考えております。

○竹崎委員

74 ページの事業概要のところです。生活交通バスの大きいジャンルの中の1番上、これは17路線という説明だったので宇和島バスのことで間違いないですね。そしたら、そこで現在のこの路線を維持するために多額の金額は拠出されとるわけなんですけど、実際に昼間私たちが、三瓶のほうで、バスを見てもほとんどがらがらです。朝晩は時々人影を見る程度で、この状況でしかも、御存じのように、西予市民病院側へは5便、八幡浜側へ15、6便あるわけです。ですからどうしても生徒のほうのいろんな西予市の中の高校へということを考えても、どうしたって無理がある。つまりどうして八幡浜へ流れるわけです。病院の利用にしても、独居老人の方や移動の足のない方からしてみたらどうしても八幡浜市立病院ばかり目指すわけです。大概私何回もこれ言いよります。路線バスの見直しは難しいのは分かっていますが、どういう働きかけをされとるのか。つまり、本当の西予は一つという発想からいうと、きちんと西予市民病院側に足が向くよう、そしてまた、三瓶側からいうと、もし野村病院へということになったとき今度、行き帰りが大変難しい。そういう意味でも、路線バスの見直しをひっくるめて、少し考えがあるのかないのか。その辺の様子を聞かしてください。

○長野まちづくり推進課長

三瓶から八幡浜の路線につきましては、三瓶町の方だけではなくて、八幡浜市の住民の方も利用されている関係もありまして、どうしても三瓶から八幡浜の途中で八幡浜市の方が利用されるケースもありましてどちらかという八幡浜の方が利用されるケースのほうが多いと伺っておりますので、宇和島自動車としまして、その路線の分を西予市民病院のほうに向けての路線に切替えてというのはなかなか難しい話だと伺っております。

また、路線を多くするということになりまして、運転手も必要になってきます。今現在運転手不足がかなり言われてますし、今後の労働環境も厳し

くなってきましたので、今の段階では以前から御相談をさせていただいておりますが、宇和島バスとしては、西予市民病院のほうの路線を増やすことは、現段階では難しいというふうに伺っております。

○竹崎委員

もし可能であるならば、その分析を教えてください。具体的な。私たち側から見ると三瓶へ八幡浜からバスに乗ってやってくるということは、一般的に考えにくい状況です。つまり、勤務先があるわけでもない。例えば有名なショッピングセンターとか、つまり買物に来る理由もないにもかかわらず、三瓶町民は逆に言うと八幡浜へ買い物へ出ることが多いんですよ。にもかかわらず八幡浜のほうの利用度が多いという根拠は分からない。実数をきちっと宇和島バスに頼んで出してもらって見せてください。お願いしておきます。

○長野まちづくり推進課長

すいません説明がちょっとまずかったようで、三瓶発のバスに八幡浜市民病院まで行くまでの間に八幡浜市の方が乗られるという意味です。八幡浜から三瓶にこられるのではなくて、三瓶発のバスに八幡浜市内の方も乗られて八幡浜の市民病院まで行かれているケースが多いのでという、どうしても路線数が多くなっているという状況になっております。

○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時14分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午後2時19分)

○竹崎委員

今現在の宇和島自動車ですね、ここの、利用者の現状を路線ごとにできれば、宇和島自動車にお願いして、実態を把握していただきたい。そのことについてお願いしたいと思います。

○長野まちづくり推進課長

できる限りそういった要望させていただきまして宇和島自動車に確認をさせていただけたらと思います。

○河野委員

190 ページ体育施設費の中で、維持管理事業で高川の宝泉坊プールのことがあったと、ウォータースライダーの撤去という話だったんですが、プール自体は存続するのでしょうか。

○長野まちづくり推進課長

宝泉坊プールにつきましては、ウォータースライダーの修繕箇所が大きくなっておりまして、かなりの修繕費が必要となっております。そのため、地域の方々にも、御意見をお伺いいたしまして、宝泉坊プールに関しましては、今後廃止の方向で進めさせていただくよう御理解をいただいたところです。その際にウォータースライダーが危険なものであるということですので、早急に撤去してほしいというお話もございましたので、今回撤去工事費を計上させていただいているところです。

○河野委員

さし向きはウォータースライダーを撤去する。何年かしたらプールも撤去するという意味でしょうか。

○長野まちづくり推進課長

プールに関しましても、今後使用しないという方向になっております。

○河野委員

今の体育施設費の中で、野村運動公園の事業があったと思います。内野の整備をするということで、高校生との意見交換の中にもあったように内野の整備もですけれども、スコアボードの整備も入れてほしいなと思うんですがそこら辺どうでしょうか。

○長野まちづくり推進課長

野村球場におきまして、高校生の方からそういった御要望があるのはお伺いしております。こちらのほうにつきましては、西予市の整備計画全ての体育施設の整備計画に基づいて実施を行いたいと思っております、使用頻度でありましたり、スコアボードの必要性といったところも含めて、修繕については検討させていただきたいと思えます。

○宇都宮委員長

そのほか質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○長野まちづくり推進課長

先ほど御説明させていただきました中で、集会施設移行推進事業の中で、過疎債のソフト事業と申し上げましたが、正しくはハード事業です。訂正しておわび申し上げます。

○宇都宮委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」のうちまちづくり推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 24 分）

【政策推進課】

○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 35 分）

これより政策推進課の審査を行います。

議案第 6 号「西予市行政手続における特定の個人を識別識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

政策推進課原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

それでは議案第 6 号になります。議案書では 16 ページになろうかと思いますがよろしくお願ひします。

議案第 6 号「西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

本条例は、マイナンバーの独自利用や市の内部における庁内連携によりマイナンバーを利用する社会保障、税、災害対策等に関する事務を定めることにより、各種申請等における添付書類の省略など市民サービスの向上を図ることを目的として定めているものでございます。

今回、マイナンバーの利用範囲を拡大することを目的として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）ということで省略をさせていただきますが、番号法の一部が改正されたことに伴い関係条文を整理するため本条例の一部を改正するものでございます。

主な概要といたしましては、番号法の一部改正により社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においても、マイナンバーの利用が図られ

ることとなり、具体的には、理容師、美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等の事務において、マイナンバーを利用することで、各種事務手続における添付書類の省略等が新たに可能となります。

また、このマイナンバーの利用に係る行政機関等の間での情報連携において、提供対象となる情報をこれまで法別表第 2 として定められておりましたが、番号法の一部改正により法別表第 2 が削除され、主務省令で定めることによる情報連携を可能とする仕組みに改められ、関連する本条例の一部を改正するものでございます。さらに、議案第 28 号で提案いたします西予市母子父子家庭等福祉手当支給条例の廃止にあわせて規定の整理を行うものでございます。

以上よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○宇都宮委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 6 号「西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 39 分）

○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 40 分）

続きまして、同じく政策推進課の審査を行います。議案第 30 号「第 2 次西予市総合計画基本構想の変更について」を議題といたします。

原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

続きまして、議案第 30 号「第 2 次西予市総合計画基本構想の変更について」御説明申し上げま

す。議案書は 71 ページからになるかと思います。

西予市は、平成 28 年 4 月に「変革、それこそ夢と希望を叶える唯一の全てである」をテーマに市の最上位計画である第 2 次西予市総合計画を策定し、基本構想には、10 年後である 2025 年の市の目指す姿が描かれております。現在この目指す姿に近づけるべく、地域づくり活動センターの運用、支所等の組織再編、人口減少・少子化対策の強化、市立病院等の経営改革といった新たな挑戦を行っているところでございます。

一方、豪雨災害からの復旧復興や近年の新型コロナウイルス対策、物価高騰といった突発的対策や政策制約により、政策の停滞時期が発生し、進捗に遅れが生じているものもでございます。これらの状況を踏まえ、新たな挑戦の効果を見定め、進捗の遅れを取戻し、政策遂行する期間として、第 2 次西予市総合計画基本構想の計画期間を 2 年延長する変更を行うものでございます。

基本構想の主な変更点といたしましては、本市の目指す姿を 2025 年から 2 年後の 2027 年とすることに加え、人口推計や産業構造などのデータについて、直近の数値に更新する最小限の変更となっており、基本理念や未来の姿は変更いたしません。具体的には、新旧対照表を使用して御説明申し上げます。

72 ページ新旧対照表を御覧いただいたらと思います。右側が変更前、現在の計画、左側が変更後の計画となっております。新旧対照表 1 ページ目でございますが、総合計画の構成を示す図となっております。政策項目を、仕事づくり、人づくり、まちづくり、行財政の 4 つに分類を新しくしております。現在こうなっておるということもありまして、こういうふうに変更をさせていただきます。

続きまして新旧対照表の 2 ページから 5 ページについては、現在の人口状況を反映した更新を行っております。人口の低位、中位、高位推計につきましては、5 年ごとの数値としております。前回の変更時には、2020 年の人口が未確定で 2019 年 12 月末の人口を参考値としておりましたこちらを 2020 年の実数とし、2025 年以降を再計算し更新しております。

6 ページ以降でございますが、国勢調査結果や、

地域経済分析システム RE S A S 等を用いて、直近の数値を用いた表やグラフに更新、また一部見やすいグラフ等に変更もしております。

13 ページ以降につきましては、今回の 2 年延長に伴いまして、10 年後、12 年後に、2025 年を 2027 年にそれぞれ 2 年先へ変更しております。

なお、今回のデータ更新の根拠資料等については、改訂版においては注釈にて記載をさせていただいております。これら基本構想の変更につきまして、西予市総合計画策定条例第 4 条の規定により、審議会の諮問を行い答申をいただいているもので、このたび同第 5 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○宇都宮委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○小玉委員

人口減少がこれを想定したときにも早く進んでいるというか、高齢化になっているということで、2 年先送りになるんですか。

○原井川政策推進課長

人口については、今小玉委員がおっしゃられるとおり、想定よりも早く進んでいる面もございません。2025 年の人口を約 3 万 5000 人ということで、想定をしておりましたが、たしか私の記憶では昨年末に 3 万 5000 人を切ったというふうなことがございますので、そういったところでは少し早く進んでいる面もあると思いますが、2 年延長させていただいて先ほど申したような理由において、2 年延長させていただくんですけども、その間にも当然様々な政策を進めまして、そういった遅れている、あるいはその人口減少を食い止める、緩やかにするというようなことにつながるようなことを続けていきたいと考えております。

○宇都宮委員長

そのほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮委員長

それでは以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 30 号「第 2 次西予市総合計画基本構想の変更について」原案に賛成

の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時47分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午後2時48分)

それでは同じく政策推進課の審査を行います。

議案第31号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題といたします。

原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

それでは続きまして、議案第31号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」御説明を申し上げます。議案書では91ページからなるかと思っております。

国では、過疎地域への対策として昭和45年度に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、5次にわたる時限立法措置により、今日まで産業の基盤整備、生活環境整備等を初め、医療介護福祉の確保、文化教育の振興など過疎地域の自立に向けた総合的な施策が講じられ、地域社会の活性化が図られてまいりました。本市におきましても、法に基づき令和3年度に令和7年度までの5カ年の過疎地域持続的発展市町村計画を策定し、過疎対策事業債を始めとする過疎地域の持続的発展のため、財政上の特別措置を活用しているところでございます。

それでは議案書92ページ新旧対照表になりますが御確認ください。西予市においては、これまで地域づくり活動の拠点として利用されてきた公民館を令和5年4月に地域づくり活動センターへ移行したことに伴い、公民館条例を廃止し、同時に公民館分館も廃止となっております。この旧公民館分館の施設利活用については、地域で検討の上集会施設として活用することとなったことから、必要とされる修繕や解体、建築等を実施するため、集会施設移行推進事業を追加いたしました。これにより、住民が主体的に施設管理運営を行い、安全に利用できる環境整備を目的とした補助制度を設け、地域コミュニティ活動を推進することとしております。

西予市過疎地域持続的発展計画の最終年度が令

和7年度までであることから、期間内に整備する6施設を追加で記載しております。具体的には、令和6年度に三瓶町5区、和泉、鳴山の3施設、令和7年度に2区、蔵貫、長早の3施設の事業を予定しております。この集会施設移行推進事業の追加に伴う本計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

以上よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○宇都宮委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○宇都宮委員長

質疑ないようございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第31号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時52分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午後2時52分)

同じく政策推進課の審査を行います。

議案第32号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」を議題といたします。

原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

それでは、議案第32号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」御説明申し上げます。議案書の93ページになるかと思っております。

西予市では、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、辺地に係る公共的施設総合整備計画を策定し、公共施設の総合的かつ計画的な整備を推進しております。

辺地とは、交通条件及び自然的、経済的、文化

的諸条件に恵まれず、他の地域と比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島、その他の辺りな地域と定義されており、西予市では、令和6年1月末現在18地域が辺地の要件に該当しております。

辺地に係る公共的施設総合整備計画に基づいて行う整備につきましては、その財源として辺地対策事業債を充当することができ、その充当率は原則100%で、後年度の元利償還金の80%が地方交付税の基準財政需要額に算入されます。

御手元に配付しました図面は、市の辺地計画の状況を地図に落とししたもので、青枠で示したものが変更する遊子谷辺地、そして遊子谷において計画期間中に実施する事業でございます。

議案書の95ページを御覧ください。総合整備計画書において、アンダーラインを引いている部分に変更箇所がございます。道路の事業費増額と林道の事業追加による変更となります。このたび道路については、市道平岩柳沢線改良事業及び市道平岩線改良事業において必要な施工が追加されたことにより、事業費が増加いたしております。また林道については、当地域の林道網が未整備であるため地域林道の動脈となる森林管理道を開設することで、森林施業の合理的経営と資源の有効活用を図ることを目的に、実施する林道泉川柳沢線開設事業を追加いたしました。

以上のことに伴いまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河野委員

94ページ95ページ道路ダブってるんですが、別の道路ですか。

○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時57分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午後2時59分)

○原井川政策推進課長

道路につきましては、先ほど説明した市道平岩柳沢線、市道平岩線の2路線ということで変更はございません。

○宇都宮委員長

そのほか質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○宇都宮委員長

では以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第32号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時00分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午後3時00分)

それでは同じく政策推進課の審査を行います。

議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうち政策推進課所管分を議題といたします。

原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

それでは議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうち政策推進課所管分の主な事務事業と予算またその概要につきまして御説明させていただきます。歳入歳出予算につきまして、歳出予算から御説明させていただきます。

予算書52ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費のうち政策推進課所管分は、広報広聴推進事業1267万3000円でございます。広報広聴推進事業は、広報「せいよ」作成、行政情報番組の制作及び放送、市ホームページの保守また、令和5年度から導入しておりますLINEの保守に係る経費となります。主な予算としましては、需用費のうち印刷製本費の775万7000円については、毎月発行し、市内全戸へ配布している広報「せいよ」の発行に関するものでございます。委託料の映像制作委託料213万9000円につきましては、西予CATVで放送しております行政情報番組の制作及び放映に係る委託料となっております。使用料250万2000円の主なものはLINEシステム使用料として92万4000円、市ホームページのシス

テム使用料 123 万 5000 円となっております。なお、経費財源の一部に広報「せいよ」友の会の年会費及び広報「せいよ」とホームページの広告掲載料を充当しております。

予算書 58 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、11 目情報推進事業費のうち情報システム管理運用事業 3 億 251 万 2000 円は、行政事務の基幹システムであります総合行政システムや戸籍システム等各業務システム及び西予市の本庁支所出先機関等を結んでおります地域公共ネットワークシステムと各システムを稼働させる機器の保守を適切に実施することにより、安定稼働を図るものでございます。また、法改正等に対応するための各業務システムの改修や新規システムの導入及び更新のほか、情報機器の導入なども本事業において実施しております。その内訳の主なものといたしましては、システム開発・導入委託料 1820 万 5000 円、情報機器保守点検委託料 3685 万円、情報システムリース料 6465 万 4000 円、システム使用料 1 億 6877 万 4000 円のうち 1 億 4917 万 8000 円、県・市町 D X 推進会議共同事業負担金 177 万 1000 円、地方公共団体情報システム機構負担金 704 万円などがあります。なお、経費財源の一部に番号制度事業交付金などの国からの交付金 615 万 2000 円、住基及び戸籍の証明書等の手数料 1224 万円などを充当しております。

同じく 11 目情報推進事業費のうち C A T V 整備事業 3497 万 3000 円は、令和 5 年度から 7 年度に継続費を設定している C A T V 惣川サブセンター整備工事に係る放送通信機器の更新に伴う工事請負費及び施工管理業務委託料でございます。事業費の主な内訳といたしましては、測量・設計・監理委託料 128 万円、工事請負費 3369 万 3000 円でございます。なお、経費財源の一部に市債、過疎対策事業債ですが 3140 万円を充当しております。

関連がございますので予算書 208 ページをお開き願います。継続費についてでございます。継続費についての事業の進捗状況等に関する調査でございますが、2 款総務費、1 項総務管理費の C A T V 整備事業惣川サブセンターにつきましては、令和 5 年度予算におきまして継続費を設定し、令和 5 年度に設計委託 405 万 5000 円、令和 6 年度に整備工事及び監理委託 3497 万 3000 円、最終

の令和 7 年度に整備工事及び監理委託 8197 万 2000 円、予算総額 1 億 2100 万円としておりまして、令和 7 年 5 月末に完成する予定でございます。

予算書 58 ページにお戻りいただいたらいと思っております。同じく 11 目情報推進事業費のうち、光伝送路維持管理事業 4879 万円でございますが、この事業は、市内全域に整備された光ケーブルの維持管理を行うものでございます。その内訳の主なものといたしましては、光ケーブルの移設張替等の修繕料 2800 万円、ケーブル共架使用料 1545 万 7000 円、電柱用地借上料 500 万円などがございます。なお、経費財源の一部に、情報基盤施設貸付料 3119 万 9000 円、移転補償費 400 万円を充当しております。

予算書 59 ページをお開き願います。

20 目復興推進費、復興支援事業 503 万 1000 円となります。復興支援事業 503 万 1000 円でございますが、平成 30 年 7 月豪雨災害からの復興に関する予算として、災害から学ぶパッケージ学習の報償金、今年度末に一部が完成する肱川河川沿い復興公園の維持管理費用や全体の完成に向けての準備を引き続き進めるためのワークショップ開催に関する費用などを計上させていただいております。主な予算の内訳といたしましては、災害から学ぶパッケージ学習報償金 26 万 7000 円、肱川河川沿い復興公園管理委託料 100 万円、ワークショップ運営支援委託料 132 万 9000 円となっております。なお、経費財源としてふるさと応援基金繰入金 436 万 7000 円、都市構造再編集中支援事業費国庫補助金 66 万 4000 円を充当しております。

次に予算書 69 ページをお開き願います。

2 款総務費、5 項統計調査費、2 目指定統計調査費 768 万 3000 円でございますが、令和 6 年度の主な指定統計調査としましては、2025 年農林業センサス、令和 6 年全国家計構造調査が実施予定であり、調査に係る経費、指導員・調査員の報酬、職員の時間外勤務手当、統計に係る消耗品費等を計上するものであります。なお財源は全額県からの委託金となっております。

次に予算書 75 ページをお開きください。

2 款総務費、9 項企画費、1 目企画管理費でございますが、政策推進課の所管は 7 事業となります。まず、企画管理費庶務事業 196 万 5000 円でございますが、当課所管の事務事業を効率的に推

進するために必要となる旅費や消耗品費ほか負担金、コピー使用料等の事務経費を計上するものでございます。

続きまして行政改革推進事業 275 万円でございますが、限られた資源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果が得られるよう行政経営システムを核に行政改革の推進及び総合計画の進行管理等を進めていくものでございます。予算の内訳といたしましては、行政改革に関するマネジメント支援業務委託料 66 万円、行政経営システム使用料 209 万円となっております。

続きまして、土地利用規制等対策事業 14 万 6000 円でございますが、国土利用計画法では土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、一定規模以上の土地取引について、利用目的を審査し、助言勧告により早期是正を促す仕組みとなっております。本事業は事務経費を計上するものでございます。なお、経費財源として、土地利用規制等対策費県補助金を全額充当しております。

続きましてお伊ネ賞事業 216 万 8000 円でございますが、当事業につきましては、日本医師会や愛媛県医師会、愛媛大学医学部等の御協力をいただき、医学研究や医療活動に対する女性医師等を表彰し、あわせて市民を対象とした講演会等を開催するものでございます。令和 6 年度につきましては、愛媛県医師会、西予市 2 者での主催により 11 月頃に開催予定であります。主な予算の内訳としましては、表彰関連経費 161 万 8000 円、講演会関連経費 55 万円となっております。なお、経費財源といたしまして、全額お伊ネ賞事業基金を充当しております。

続きまして大学連携推進事業 483 万 7000 円でございますが、その内訳は、愛媛大学地域協働センター南予の施設利用料 295 万 2000 円、市内の宿泊施設を利用した際の宿泊補助金 28 万 5000 円ほか、大学が行う地域課題や行政課題の解決に資する調査研究への補助金 150 万円、地域専門人材の輩出を目的として愛媛大学が実施いたします履修証明プログラムの開講に係る負担金としまして 10 万円の予算を計上しております。なお経費財源の一部にデジタル田園都市国家構想交付金 224 万円を充当しております。

続きましてオフィス改革事業 13 万 3000 円でございますが、この事業は、新たな課題や市民ニーズに対して柔軟に対応するため、オフィス改革を行うものでございます。令和 2 年度から新生活様式対応行政サービス構築事業として、本庁舎のオフィス改革を実施しているところでございますが、ハード面は令和 4 年度に終了し、現在はソフト面の強化に取り組んでおります。令和 6 年度も今年度に引き続き、職員の意識改革や業務改革等についてアドバイスをいただくため、講師にかかる費用弁償や、宿泊料を計上するものでございます。

続きまして、人口減少対策事業 9 万 8000 円でございますが、人口減少対策プロジェクトから生まれた事業の一つで、市内中学生を対象に、ふるさとへの理解を深め、愛着や誇りを育み、西予市で働くことや将来西予市を離れてもふるさととつながるイメージが持てるよう市内企業と一緒にせよシビックプライド育成事業に取り組みます。具体的には、企業を知るための市内合同企業説明会やお仕事座談会の開催にかかる報償費や消耗品費を計上しております。

次に、予算書 197 ページをお開き願います。

13 款諸支出金、2 項基金費、1 目基金費のうち政策推進課所管分につきましては、事業概要欄に記載しております過疎地域自立促進特別基金事業 26 万 4000 円の 4000 円のうちの 2 万 4000 円及びお伊ネ賞基金事業 3,000 円の各基金利息として積み立てるものでございます。

次に、歳入予算について御説明をさせていただきます。予算書 27 ページをお開き願います。

14 款国庫支出金、2 項国庫支出金、8 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費国庫補助金の番号制度事業交付金 587 万 9000 円のうち、387 万 6000 円につきましては、地方公共団体情報システム機構において、令和 7 年度に更新が予定されております番号制度推進に関する中間サーバーについて、地方負担となる次期システムの設計、構築経費の国費措置に係る補助金となっております。

2 節地域振興費国庫補助金のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）3376 万 7000 円につきましては、地方の社会課題解決、魅力向上の取組を加速化する観点から、当交付金により地方公共団体の意欲的な取組を支援するものでございます。

予算書 29 ページをお開き願います。

15 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金、2 節地域振興費県補助金のうち、えひめ人口減少対策総合交付金 2356 万 5000 円につきましては、結婚、妊娠・出産、子育て支援等に関して、市町の実情に応じた少子化対策を積極的に展開できるメニュー選択型の交付金であり、現在本市では 17 メニューのうち 9 メニューに取り組んでおります。

同節ですが電源立地地域対策交付金事業費県補助金 440 万円につきましては、電源地域で行われる公共施設整備や住民福祉の向上に資する事業に対して交付され、発電用施設の設置に関わる地元の理解促進等を図るものでございます。西予市におきましては、野村町惣川地区等に設置されております水力発電施設が交付要件を満たしており、昭和 56 年度から補助金の交付を受けております。

同じく 3 節企画費県補助金 14 万 6000 円につきましては、土地利用規制等対策事業の事務に関する経費に対し、前年度の土地取引に関する届出件数の実績に基づきまして交付されるものでございます。

予算書 33 ページをお開き願います。

15 款県支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金、5 節統計調査費委託金 768 万 3000 円につきましては、先ほど説明させていただきました令和 6 年度に実施する指定統計調査に関する委託金でございます。

16 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、2 節情報基盤施設貸付料 3119 万 9000 円につきましては、民間業者に貸出している光ケーブルの芯線等の貸付料でございます。

2 目利子及び配当金、1 節利子のうち政策推進課所管分の預金利子につきましては、次の 34 ページになりますが、地域振興基金利子 54 万 9000 円のうち 44 万 5000 円、過疎地域自立促進特別基金利子 2 万 4000 円、お伊ネ賞事業基金利子 3,000 円となっております。

予算書 36 ページをお開き願います。

18 款繰入金、2 項基金繰入金でございますが、政策推進課所管分につきましては 18 目地域振興基金繰入金 1 億 2000 万円となりますが、これは西予市地域振興基金の一部を取崩し、西予市民の連帯強化または地域振興に要する経費の財源に充

当するものでございます。

22 目過疎地域自立促進特別基金繰入金 5816 万 2000 円につきましては、西予市の重要な課題の一つである地域医療の確保に要する経費の財源に充当するものでございます。

37 ページをお開き願います。

24 目お伊ネ賞事業基金繰入金 216 万 8000 円につきましては、先ほど説明しました令和 6 年度に開催を予定しているお伊ネ賞事業に要する経費の財源に充当するものでございます。

予算書 41 ページをお開き願います。

20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、2 節総務費雑入のうち政策推進課所管分につきましては、印刷機使用料 100 万 1000 円のうちの 1 万円、道路拡幅工事などにより光ケーブルを移転する場合に請求している光ケーブル移転補償費 400 万円を計上しております。西予市ホームページと広報「せいのよ」広告掲載料合計 127 万 2000 円、広報「せいのよ」友の会の年会費 7 万 5000 円を計上しております。

予算書 44 ページをお開き願います。

21 款市債、1 項市債、1 目総務債のうちCATV整備事業 3140 万円は、歳出で説明させていただきました事業の市債でありますので説明を省略させていただきます。

以上政策推進課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議をいただき、御決定いただきますようお願いいたします。

○宇都宮委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○竹崎委員

お伊ネ賞事業について質問します。この事業そのものは、全然反対するんでなくてすばらしいなど。ただ残念ながら、誰 1 人受賞者の中で西予市の勤務医になった人は多分まだいないんじゃないかなど。ですから、ぜひそこへも関連づけていけたらいいなという希望があるのと、そして、調べていただきたいことは、私の調べた範囲では、お伊ネさんは宮内庁に入って、実際に産科のお手伝いは間違いなくされております。ですが、欧米化を促進する、つまり、医学という世界に入ったときに、残念ながら年齢上限が来るとして、医師には

なれてないはずで。ですから、案内のチラシの中に女医日本人初の女医という言い方をしてるのは、ちょっと歴史的に見たときに、ちょっとこれはいかがかなという心配をしています。念のために確かめていただいて、その女医という名前がふさわしいかどうか。そこを確かめられとったほうがいいように思うので、あえて発言させてもらいました。趣旨には全く反対しておりません。ですので、そこにとだけ、念のために確かめてください。

○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時24分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午後3時25分)

○原井川政策推進課長

お伊ネ賞事業につきまして、過去の受賞者の方が西予市内に勤務ということにつながっていないのかなという御質問だったかと思いますが、野村病院のほうに派遣で来ていただく愛媛大学の医師の方が過去の受賞者の方ということをお聞きしておりますので、常勤ではございませんけれども、そういった縁もあるのかなということで、そういった方もどんどん増えていったらと思っております。

またお伊ネさんの産科につきましては、また勉強不足のところもありますが調べさせていただいて、確認をさせていただいたらと思っております。

○河野委員

財産収入の中で、情報基盤施設貸付収入として3100万円ぐらい光ケーブルの貸し付けという説明だったんですけども、ケーブルテレビへの貸し付けか、あるいはほかの民間というか個人にも貸し付けているところがあるのか、お聞きしたらと思っております。

○原井川政策推進課長

CATVへの貸付もございますが、携帯電話の会社についても希望がありまして、そちらの民間会社のほうにも貸付をしている実績がございます。

○宇都宮委員長

そのほか質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○宇都宮委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうち政策推進課所管分に

ついて、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

以上をもちまして、政策推進課の審査を終わります。本日の審査は終わりましたので以上で散会いたします。

散会 午後3時28分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会総務常任委員長

宇都宮 俊文